

(仮称)三種五城目風力発電所  
環境影響評価準備書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和 7 年 10 月

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社

## 目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数（閲覧記録用紙記載者数）.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解.....	4

## 第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和 7 年 7 月 17 日 (木)

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞等による公告 (別紙 1 参照)

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和 7 年 7 月 17 日 (木) 付 秋田魁新報 (朝刊 4 面)
- ・ 令和 7 年 7 月 17 日 (木) 付 北羽新報 (朝刊 2 面)

##### ② 広報によるお知らせ (別紙 2 参照)

下記広報に「お知らせ」を掲載した。

- ・ 広報ごじょうめ 7 月号
- ・ 広報みたね 7 月号

##### ③ インターネットによるお知らせ (別紙 3 参照)

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 令和 7 年 7 月 17 日 (木) 掲載

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ

[https://www.eneos-re.com/news/2025mitane-gojome\\_junbisho.php](https://www.eneos-re.com/news/2025mitane-gojome_junbisho.php)

- ・ 令和 7 年 7 月 17 日 (木) 掲載

秋田県ホームページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/69044>

- ・ 令和 7 年 7 月 16 日 (水) 掲載

三種町ホームページ

[https://www.town.mitane.akita.jp/gyoseijoho/shuyojigyo\\_johokaiji/4/2821.html](https://www.town.mitane.akita.jp/gyoseijoho/shuyojigyo_johokaiji/4/2821.html)

- ・ 令和 7 年 7 月 7 日 (月) 掲載

五城目町ホームページ

<https://www.town.gojome.akita.jp/kurashi/gomirisaikuru/2744>

##### ④ タウンメールによるお知らせ

事業計画地の最寄り地区 (三種町上岩川、五城目町内川) の全戸を対象に、タウンメールによるお知らせを実施した。

### (3) 縦覧場所

関係自治体庁舎及び公民館の計5箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による公表を行った。

#### ①関係自治体庁舎での縦覧

- ・秋田県生活環境部環境管理課
- ・三種町役場町民生活課
- ・三種町琴丘支所
- ・五城目町役場住民生活課

#### ②関係自治体施設での縦覧

- ・五城目町役場内川地区公民館

#### ③インターネットの利用による公表

- ・ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社ホームページ  
[https://www.eneos-re.com/news/2025mitane-gojome\\_junbisho.php](https://www.eneos-re.com/news/2025mitane-gojome_junbisho.php)

### (4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和7年7月17日（木）から令和7年8月17日（日）まで
- ・縦覧時間：いずれも開庁・開館時間のみ

なお、インターネットの利用による公表については、縦覧期間終了後から1年間、または評価書の縦覧開始日の前日までのいずれか早い日までアクセス可能な状態とした。また、秋田県、三種町及び五城目町のホームページに当該公表ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

### (5) 縦覧者数（閲覧記録用紙記載者数）

縦覧者数（閲覧記録用紙記載者数）は2名であった。

秋田県生活環境部環境管理課 0名

三種町役場町民生活課 1名

三種町琴丘支所 1名

五城目町役場住民生活課 0名

五城目町役場内川地区公民館 0名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は1,165件（うち、秋田県内104件）であった。

## 2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、広報によるお知らせ及び環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1、別紙 2 参照)

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

#### 【会場①】

開催日時：令和 7 年 7 月 27 日(日) 10 時から 12 時

開催場所：内川地区公民館 2 階

来場者数：24 名

#### 【会場②】

開催日時：令和 7 年 7 月 27 日(日) 15 時から 17 時

開催場所：旧上岩川小学校

来場者数：24 名

## 3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

令和 7 年 7 月 17 日(木) から令和 7 年 9 月 1 日(月) まで

(郵送による意見書は当日消印まで有効とした。)

### (2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた(別紙 4 参照)。

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函

②紙面による当社への郵送

### (3) 意見書の提出状況

提出された意見書は 28 通、意見総数は 77 件であった。

## 第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づく環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は77件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

### 住民意見の概要及び事業者の見解（意見書1）（1/2）

No.	意見書	事業者の見解
1-0	私はこの地の北東にある大館能代空港から秋田縦貫鉄道の沿線を何度か訪れています。 始点の「鷹の巣」の地名も自然豊かな所だとわかります。現地の人達は春から秋にかけて山菜取りや散策を楽しみます。人々のふれあいの地は施設だけでなく山林全体です。造成する道路も人々に安全に利用できるよう施工して頂きたいです。 ページは要約書です。	関係行政との許認可協議を適切に行い、安全な設備となるよう設計・施工を行います。構内道路については、発電所の運転開始後も地域の皆様や林業業者等に利用いただくことを想定していますが、今後の行政・地域との協議も踏まえて検討します。
1-1	①page40, 153 緑化についてですが、切土・盛り土部分の伐採林の1.7kt相当を植林して欲しいです。 特に盛り土部は草の種だけでなく計画的に植林して数十年後に豊かな林・森になるよう施策して頂きたいです。 単に保全ではなく、20年後にもっと豊かな自然になり災害を予防できればよいです。	緑化及び植林については、関係行政との許認可協議を行い、指導を頂きながら検討します。
1-2	②page82 にブレードの直径は136mで、羽の回転数は10rpmです。回転時はその先端部は約毎時250kmになります。故障破損の時は800mを超す範囲で部品が飛散します。鳥もその回転面積内を飛行すると死傷します。 人にも鳥にも事故がないよう、センサーなどの設置で回転数を下げたり、停止するなどの制御を入れて下さい。「軽減できる」ではなく防がないと環境保全にならないでしょう。	環境保全措置として、風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクを低減するため、ブレード等への目玉貼付け等を行うことにより、鳥類に対する風力発電機の視認性を高めることを計画しておりますが、ご意見のとおり、最新事例の踏まえ、防止対策等も検討します。
1-3	④page99 稼働後の水環境のチェックが入っていませんが排水の機能が適切かどうか稼働中も観測を続け災害を予防する必要があると思います。	環境影響評価は、環境保全の観点から調査、予測、評価を行っています。環境影響評価項目は、発電所アセス省令に基づいて選定されており、水の濁りについては、造成工事の実施時に裸地が生じることから影響が想定され、これを考慮して選定しました。風力発電所では、施設の稼働による排水はなく、稼働後の水環境への影響は発生しないことから項目を選定していません。 工事実施後については、緑化や碎石の敷設などにより濁水の発生を抑制し、施設の稼働後も設置した濁水対策施設を定期的に点検します。また、まとまった降雨があった後にも点検を行い、溜まった土砂を適切に撤去することで排水機能の確保に努める方針です。 (次ページへ続く)

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 1）（2/2）

No.	意見書	事業者の見解
1-3		(前ページの続き) さらに、災害防止の観点から、関係法令を遵守し、関係機関と協議しながら、災害を発生させない計画、設計、施工及び管理を行います。
1-4	⑤page103「実行可能な範囲で低減している」とありますが低減も定量的な観測がなければ言えないことではないでしょうか。「実行可能」の定義もわかりません。	環境影響評価項目の調査、予測及び評価の定量的な結果については、「準備書10章 環境影響評価の結果」に可能な限り記載しました。 環境影響評価は、対象事業を実施しようとする事業者が行います。この評価では、環境基準の達成だけでなく、対象地域ごとにより良い環境配慮を追求し、環境影響を実行可能な範囲で回避・低減しているかどうかを事業者自らの見解としてまとめて評価します。「実行可能」の定義については、事業者が環境影響の回避及び低減のために、技術的、経済的、社会的に実施可能であるかどうかを示すことを指していると認識しています。
1-5	⑥page124 死骸チェックしてその後対策をするのでは、保護することにはなりません。数羽しかいない鳥の被害があつては元に回復できません。バードストライクの対策を事前にしないと保全になりません。	環境保全措置として、風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクを低減するため、事前にブレード等への目玉貼付け等を行うことにより、鳥類に対する風力発電機の視認性を高めることを計画しております。
1-6	以下は準備書です。 ⑦1615page1. 0km内に住居が多数あります。住居や施設の個数ではなく特に夜間人口の調査をして下さい。影響の有無と大きさは前後で継続的に調査をする必要があります。個々の人たちの健康経過を追って予防してほしいです。	施設の稼働後にも、対象事業実施区域周辺の住居等で施設の稼働騒音の環境監視を実施する方針です。調査の際及び地元住民から風車騒音に関する問い合わせがあった場合には、対象住民へのヒアリング等により状況を確認した上で、必要に応じて対策を検討します。

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 2）

No.	意見書	事業者の見解
2-1	「三種五城目風力発電開発地域猛禽類の営巣」によると、2023年の繁殖成功18例が2024年の成功11例と7例減っているのが少し気になる。 「風車最短距離」が近い所が584mで遠い所が2975mとなっているから風車までの距離との関係はないと思うが経年変化に注目したい。	繁殖成功については、採餌状況などによる影響や毎年繁殖しない種もおりますので、繁殖成功には年変動があります。ご意見のとおり、風力発電機との距離における繁殖成否にも留意して、事後調査を行います。

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 3）（1/2）

No.	意見書	事業者の見解
3-1	<p>&lt;降水量について&gt;                      「五城目観測所」史上最大の 1 時間降水量 69mm としているが、昨年 7 月三種町～上小阿仁村で線状降水帯発生で 100mm を記録した、また先日 8 月 15 日には五城目町で 100mm を記録している。                      昨今は温暖化の影響で降水量は年々増加傾向 100mm を想定すべき</p>	<p>近年、温暖化の影響により降水量が増加傾向にあるため、関係行政との許認可協議を行い、増加する降水量に対応するために決められた、県の設計基準に基づいて沈砂池などの濁水対策施設を設け、できる限り土砂を沈降させる計画を検討します。</p>
3-2	<p>&lt;濁水対策施設（沈砂池）について&gt;                      ・100 mm を想定した設備変更が必要である                      ・切り土で出た土砂は本来、捨て土ある</p>	<p>沈砂池の設計及び切土の処理については、関係行政との許認可協議を行い、指導を頂きながら検討します。</p>
3-3	<p>&lt;捨て土について&gt;（100 mm 想定）                      A～F の六か所を想定しているが、各々の捨て土の数量？                      ・A（ ）M3 崩壊でどの地点まで流出するか地図で明示を                      ・B（ ）M3 崩壊でどの地点まで流出するか地図で明示を                      ・C（ ）M3 崩壊でどの地点まで流出するか地図で明示を                      ・D（ ）M3 崩壊でどの地点まで流出するか地図で明示を                      ・E（ ）M3 崩壊でどの地点まで流出するか地図で明示を                      ・F（ ）M3 崩壊でどの地点まで流出するか地図で明示を</p>	<p>土捨場の数量は 39,885m<sup>3</sup> ～ 112,208m<sup>3</sup> 程度を想定しています。なお、行政協議に基づき、土捨場の地点数及び数量は変更となる可能性があります。崩壊が起きないように設計・施工を行います。</p>
3-4	<p>&lt;捨て土の撤去について&gt;                      説明会では地権者と相談の上決めると発言                      上記の通りなら、発電終了後残地することもある⇒残地して崩壊した場合の責任は地権者であり各自治体が担う。責任逃れである。</p>	<p>土捨場に限らず、本事業に係る撤去については、関係機関と協議をしつつ、地域の皆様とも相談しながら検討します。</p>
3-5	<p>&lt;発電終了後の本体や設備の撤去について&gt;                      説明会では地権者と相談の上決めると発言                      上記の通りなら、発電終了後残地することもある⇒残地して崩壊した場合の責任は地権者であり各自治体が担う。責任逃れである。                      ●捨て土を開発区域内の斜面に盛り土する危険な工法である、本来外部の土砂捨て場で処分する正常な工事であれば、土砂災害は最少限に抑制できる。外部搬出をすべきである。</p>	<p>土捨場に限らず、本事業に係る撤去については、関係機関と協議をしつつ、地域の皆様とも相談しながら検討します。                      斜面への盛土については、盛土規制法に関する技術基準に基づき検討を行うとともに、関係行政との許認可協議を適切に行い、安全な設備となるよう設計・施工を行います。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書3）（2/2）

No.	意見書	事業者の見解
3-6	<p>&lt;猛禽類の営巣について&gt; 説明会では「猛禽類の営巣が数箇所が確認されたが場所の特定はしない」と簡単な説明のみ</p> <p>後日資料を読みこむと開発地域は驚くほどの繁殖が開発区域内・外で28箇所報告されている。素人なので「秋田の貴重猛禽類」-その繁殖生態と営巣環境-秋田魁新報社発行（2004年2月）に基づき意見する</p> <p>絶滅危惧種（クマタカ） 同書の繁殖分布図にない地域に6箇所の営巣が確認され3箇所で繁殖を確認。その内1箇所は開発区域内で風車最短距離約562mとある。</p> <p>*せめて区域内の1箇所は建設断念を</p> <p>準絶滅危惧種 ハチクマ・ツミ・ハイタカは県では絶滅危惧種IIと指定</p> <p>（ハチクマ）2箇所の営巣で毎年4回の繁殖・完全繁殖だ。</p> <p>（ツミ）同書には県内繁殖情報なしとある1箇所発見は初めてとのこと奇跡的発見？</p> <p>（ハイタカ）同書では県内2箇所のみ確認とあり、新たに2箇所で繁殖確認は画期的だ。</p> <p>（ミサゴ）営巣5箇所あり繁殖2箇所はすべて区域内。ミサゴは八峰町と能代市の風車事故で5～6年で5羽程が犠牲になり、米代川河口付近で絶滅が危惧される野鳥だ。何としても保護したい、しかも367mと584mの至近距離である。</p> <p>*せめて区域内の2箇所は建設断念を</p> <p>（オオタカ）同書ではこの地域の繁殖地は確認されず、新たな繁殖地だ。</p> <p>（サシバ）営巣8箇所で区域内3回繁殖（距離829mで2回と1,119m）、外でも8回繁殖サシバの一大繁殖地？</p> <p>（ノスリ）営巣3箇所で内1回（1,185m）、外で2年連続の4回繁殖 繁殖環境の良さが窺われる。</p> <p>●総じて開発区域は猛禽類の宝庫の様に思える、できるならすべての開発を断念して欲しい。せめて、区域内での繁殖を継続させ建設基盤の削減を希望する。</p> <p>●アセス制度では最終の説明会、猛禽類の凄い数の繁殖を住民に意図的に隠す姿勢が疑われる。非常に残念だ、誠意が感じられない。</p>	<p>秋田県版レッドデータブック2016動物Iの情報では、ツミは秋田県内一円に広く分布しており、都市部での繁殖例が増え、東成瀬村での繁殖が確認されています。ハイタカは秋田県内一円に広く分布しており、能代市二ツ井町で観察記録があるとされていることから、その他地域でも繁殖していると考えられていますので、本事業地周辺以外にも繁殖地は存在すると考えられます。猛禽類の影響につきましては、最新の予測手法に基づき、専門家とも相談の上、影響予測を行いました。その結果、環境保全措置も行うことで、事業による影響は小さいと考えます。また、営巣地近傍の工事については、繁殖活動への影響が生じる可能性があることから、追加的な環境保全措置を実施します。なお、営巣地近傍で工事が実施される繁殖行動を確認したミサゴ、クマタカのペアに対する繁殖活動への影響については、予測の不確実性の程度が大きいこと、コウモリ類及び鳥類の重要な種等に対するブレード・タワー等への接近・接触についても、予測の不確実性の程度が大きいと考えられたことから、事後調査を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
3-7	<p>&lt;アオスズラン・スハマソウについて&gt;</p> <p>「株数が少なく」とある、山野草は他の場所に移植しても生育は難しいと聞く、せめてその場所を避けて建設すべきである。</p>	<p>改変による影響で種が保全されない可能性のある種については、代償措置として移植を行い、種の保全を行います。最新工事計画を踏まえ、工事前の生育確認調査を確認し、専門家の助言のもと、対応します。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書4）（1/15）

No.	意見書	事業者の見解
4-0	<p>コウモリ類について、環境の保全の見地からの意見を以下に述べます。貴社及び委託先（建設環境研究所）の作為が入る恐れがあるので、本意見書の内容は要約したり順番を並び替えたりしないでください。</p>	<p>本意見書の内容は要約せず、頂戴した意見内容にあった記載のまま掲載の上、それぞれに回答します。</p>
4-1	<p>(1)建設環境研究所による図書の信頼性について                      本事業の委託先である建設環境研究所が取りまとめた環境影響評価準備書について、実際の調査内容と異なるデータが含まれていたのではないかとの複数メディアの報道がありました。特に、風車設置予定地周辺におけるイヌワシの影響評価に関し、巣の位置に関する情報に不適切な記載があったのではないかとの疑念が示されています※ 1, 2。                      こうした報道により、当該準備書を取りまとめた建設環境研究所が作成する図書全般の信頼性に疑問を持たざるを得ません。同社は、調査そのものは別の事業者が実施したものであり、自社による改ざんはなかったと主張しています※ 3。                      しかし、最終的に調査結果をとりまとめて準備書を作成したのは建設環境研究所です。仮にイヌワシの巣の存在に関する情報が不十分または不正確であったとして、それを十分に精査せずに準備書へ反映させたのであれば、その責任は免れません。その結果、同社がこれまで作成してきた図書の信頼性についても、国民の間で大きな疑念が生じるのは当然といえます。                      実際に、こうした疑念が生じた山形県の風力発電事業では、環境影響評価準備書をめぐる報道や問題提起の後、最終的に事業者が事業を廃止するに至りました。この経緯は、環境影響評価の信頼性が事業継続に直結することを示しており、極めて重大な事例と考えます。                      再生可能エネルギーの推進にあたり、再エネ賦課金を通じて国民が広く負担を担っている以上、環境影響評価に関する情報の透明性と正確性は不可欠です。他の事業においても同様の不備や情報の不適切な扱いが行われているのではないかという不安が広がりかねません。                      以上の理由から、本風力発電事業の手続きについては、まず委託先の信頼性を担保するための検証が不可欠であり、その実施まで事業の凍結を強く求めます。                      ※1「山形・栗子山風力発電計画 環境影響評価を改竄か」(世界日報, 2023年10月12日)  <a href="https://www.worldtimes.co.jp/japan/20231012-175306/">https://www.worldtimes.co.jp/japan/20231012-175306/</a>                      ※2「環境影響評価 ‘データ改ざん’ か…イヌワシの巣の存在を隠し準備書提出・栗子山風力発電計画 山形・米沢」(FNN プライムオンライン)  <a href="https://www.fnn.jp/articles/-/598646">https://www.fnn.jp/articles/-/598646</a>                      ※3「(仮称)栗子山風力発電事業」に係る環境影響評価                      (次ページへ続く)</p>	<p>報道にあったようなデータ改ざん等の不正な行為は一切ないとの報告を受けて、事業者としても本事業の調査結果に対して精査を行い、妥当であると考えています。                      また、本事業における調査結果については、適宜、調査結果、解析結果を専門家からの意見・助言を求めることにより、結果の妥当性を確認しています。準備書ではこうした結果をもとに環境影響を予測及び評価しています。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 4）（2/15）

No.	意見書	事業者の見解
4-1	<p style="text-align: center;">（前ページの続き）</p> <p>※3「（仮称）栗子山風力発電事業」に係る環境影響評価準備書に関する一部報道について（建設環境研究所HP, 2023年10月18日）  <a href="https://www.kensetsukankyo.co.jp/news/20231018.html">https://www.kensetsukankyo.co.jp/news/20231018.html</a></p>	
4-2	<p>(2) コウモリ類の予測結果（ブレード・タワーへの接近接触）について</p> <p>コウモリ類は夜間に大量の害虫を捕食するため、農業において重要な役割を果たしている益獣です。コウモリ類は通常1年に1～2仔しか産まないため、死亡率のわずかな増加により絶滅の危険性が高まります。よって、コウモリ類の保護には真剣な取り組みが必要であると私たちは信じております。</p> <p>もし貴社の風力発電事業においてバットストライクが発生した場合、企業としてどのような責任を持ち、どのような措置を取るつもりであるのか、私たちは強い関心を持っています。もし、貴社が「コウモリ類に影響がある」と少しでも認識（予見）している場合、「著しい影響が発生する前から」できる限りの保全措置をすることが重要であると考えています。事故が起こってから（個体が死んでから）検討するのでは手遅れとなるため、事前に保全措置を検討することを求めます。</p>	<p>本事業において実施した現地調査の結果を踏まえ、ライトアップの不採用によりコウモリ類の餌動物の誘因を低減すること等の環境保全措置を講じることとしたうえで、コウモリ類への影響は小さいと予測し、その結果を準備書の第10章に記載しました。一方で、ブレード・タワー等への接近・接触については、予測の不確実性の程度が大きいと考えられることから、予測結果を検証するため、事後調査を実施する計画としています。</p>
4-3	<p>(3) コウモリ類の保全措置が不適切</p> <p>本準備書に、本事業のコウモリ類の保全措置として「カットイン風速未満のフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）」が記載されておりません。以下の疑問があるのでお答えください。</p> <p>1) 結局のところ、本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満でフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）をするのでしょうか？しないのでしょうか？よくわかりませんので明記してください。</p> <p>2) 本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのでしょうか。</p> <p>3) 本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのでしょうか？</p> <p>4) 本事業で設置する風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）を実行できるのでしょうか？</p>	<p>いただいたご意見に対する回答は下記のとおりです。なお、風力発電機の機種は今後決定しますので、一般的な仕様としてご回答します。</p> <p>1) 現時点ではコウモリ類への影響は小さいと考えられるため、フェザリングの実施は考えていません。</p> <p>2) ブレードはカットイン風速未満であっても回転しますが、風の力が弱いためゆっくりと回転します。</p> <p>3) カットイン風速値を任意に変更できるか否かにつきましては、メーカーの仕様によりますので機種によって異なります。</p> <p>4) 現地調査結果に基づく予測の結果、コウモリ類への影響は小さいか、又は環境保全措置を講じることにより影響を低減できると考えられるため、現時点ではフェザリングの実施は考えていません。ただし、コウモリ類は生息情報等が未解明な部分があることや、バットストライクの可能性には不確実性が残ることから、今後は適切に事後調査を実施し、著しい影響が考えられた場合は、専門家の意見を聞きながら、フェザリングも含めた適切な対策を検討します。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書4）（3/15）

No.	意見書	事業者の見解
4-4	<p>(4) コウモリ類の保全措置が不適切</p> <p>コウモリ類の専門家船越公威さんの著書には、風力発電事業におけるコウモリ類の保全措置として「低風速時に風車のブレードを風と平行にすること(フェザリング)」が記載されています。事業者は『最新の科学的知見に則った保全措置をする』といたしました。本事業においてもコウモリ類への影響が予測されますので、最新の科学的知見に則り、死亡事故が発生する前に「カットイン風速未満のフェザリングをすること」をコウモリ類の保全措置として実施してください。実施しない場合は、「カットイン風速未満のフェザリング」が実施できない根拠を述べてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「コウモリ学 適応と進化」（2020年、船越公威、東京大学出版会、p229）</li> </ul>	<p>ブレードはカットイン風速未満であっても回転しますが、風の力が弱いいためゆっくりと回転します。現地調査結果に基づく予測の結果、コウモリ類への影響は小さいか、又は環境保全措置を講じることにより影響を低減できると考えられるため、現時点ではフェザリングの実施は考えていません。ただし、コウモリ類は生息情報等が未解明な部分があることや、バットストライクの可能性には不確実性が残ることから、今後は適切に事後調査を実施し、著しい影響が考えられた場合は、専門家の意見を聞きながら、フェザリングも含めた適切な対策を検討します。</p>
4-5	<p>(5) 国内の他の風力発電事業者は、コウモリ類の保全措置として「カットイン風速未満のフェザリング」を採用しています※。</p> <p>「カットイン風速未満のフェザリング」は、貴社も実行可能な技術ですので、採用してください。採用しない場合は、コウモリ類の保全措置として「カットイン風速未満のフェザリングを採用しない(できない)」理由を述べてください。</p> <p>※「カットイン風速未満のフェザリング」をコウモリ類の保全措置として採用した事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」(令和3年3月、コスモエコパワー株式会社)p1148</li> <li>・「(仮称)八の沢風力発電事業に係る環境影響評価書」(令和3年4月、株式会社斐太工務店)p1017</li> <li>・「(仮称)動鳴山風力発電事業 環境影響評価準備書」(令和3年11月、自然電力株式会社)p1004</li> <li>・「(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業 環境影響評価準備書J」(令和3年12月、日本風カエネルギー株式会社)p1297</li> <li>・「(仮称)唐津風力発電事業に係る環境影響評価準備書」(令和4年2月、日本風カエネルギー株式会社)p799</li> <li>・「(仮称)大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価書」(令和4年2月、大分臼杵風力発電合同会社)p1075</li> <li>・「(仮称)小田野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価書[公開版]」(令和4年6月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス)p864</li> <li>・「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業環境影響評価準備書」(令和5年7月、クリーンエナジー合同会社)p1170</li> <li>・「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境影響評価準備書」(令和5年7月、株式会社瀬戸ウィンドヒル)p1053</li> </ul>	<p>現地調査結果に基づく予測の結果、コウモリ類への影響は小さいか、又は環境保全措置を講じることにより影響を低減できると考えられるため、現時点ではフェザリングの実施は考えていません。ただし、コウモリ類は生息情報等が未解明な部分があることや、バットストライクの可能性には不確実性が残ることから、今後は適切に事後調査を実施し、著しい影響が考えられた場合は、専門家の意見を聞きながら、フェザリングも含めた適切な対策を検討します。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書4）（4/15）

No.	意見書	事業者の見解
4-6	<p>一予測結果一                      (6) ヒナコウモリ科の一種(20kHz～25kHz)の予測結果(ブレード・タワー等への接近・接触)が不適切                      P942「……高度別飛翔状況の記録によると、40mの高さにおいて録音ファイル数が少なかった。また、カットイン風速以上における 20kHz～25kHz の録音ファイル数の割合は全体の約37%～42%であり、本事業により設置される風力発電機の間隔は十分に確保されること、環境保全措置として夜間照明を行わないことにより餌動物の誘引を低減することとしているため、ブレード・タワー等へ接近・接触の可能性は低く、影響は小さいと考えられるものの、ブレード・タワー等への接近・接触による影響の可能性が残されていることから、予測に不確実性がある。」とありますが、意味が不明です。</p> <p>1) 上記の予測には「カットイン風速未满是バットストライクは発生しない」という隠れた前提条件があります。しかしカットイン風速未満であってもフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること)をしなければブレードはそのまま回転し続けますので、バットストライクは発生します。よって上記予測の前提条件として、「カットイン風速(発電を開始する風速)未满是フェザリングを実施すると明記してください。</p> <p>2) もし事業者がカットイン風速未満のフェザリングを実施しないならば、「カットイン風速以上の割合は全体の約37%～42%であり…、ブレード・タワー等へ接近・接触の可能性は低く、影響は小さい」との予測は成立しません。</p> <p>3) 「カットイン風速以上の割合は全体の約37%～42%でありとブレード・タワー等へ接近・接触の可能性は低い」とありますが、一般的に考えて全体の40%近くが影響を受けるなら、「影響は小さい」とは言えないでしょう。なぜ「約37%～42%だから影響は小さい」といえるのでしょうか、その科学的根拠を述べてください。</p>	<p>1) 現地調査結果に基づく予測の結果、コウモリ類への影響は小さいか、又は環境保全措置を講じることにより影響を低減できると考えられるため、現時点ではフェザリングの実施は考えていません。ただし、コウモリ類は生息情報等が未解明な部分があることや、バットストライクの可能性には不確実性が残ることから、今後は適切に事後調査を実施し、著しい影響が考えられた場合は、専門家の意見を聞きながら、フェザリングも含めた適切な対策を検討します。</p> <p>2) 本事業において実施した現地調査の結果を踏まえ、樹木の伐採や土地の改変を最小限にとどめること、ライトアップの不採用によりコウモリ類の餌動物の誘因を低減すること等の環境保全措置を講じることとしたうえで、コウモリ類への影響は小さいと考えます。</p> <p>3) 前述のとおり、樹木の伐採や土地の改変を最小限にとどめること、ライトアップの不採用によりコウモリ類の餌動物の誘因を低減すること等の環境保全措置を講じることとしたうえで、コウモリ類への影響は小さいと考えます。ただし、ブレード・タワー等への接近・接触については、予測の不確実性の程度が大きいと考えられることから、予測結果を検証するため、事後調査を実施する計画としています。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書4）（5/15）

No.	意見書	事業者の見解
4-7	<p>(7) ヒナコウモリ科の一種(20kHz～25kHz)の予測結果(ブレード・タワー等への接近・接触)が不適切</p> <p>P942「……高度別飛翔状況の記録によると、40mの高さにおいて録音ファイル数が少なかった。また、カットイン風速以上における20kHz～25kHzの録音ファイル数の割合は全体の約37%～42%であり、<u>本事業により設置される風力発電機の間隔は十分に確保されること、環境保全措置として夜間照明を行わないことにより餌動物の誘引を低減することと</u>しているため、ブレード・タワー等へ接近・接触の可能性は低く、影響は小さいと考えられる。」とありますが、</p> <p>以下に示すようにバットストライクの事例はすべて「<u>風力発電機の間隔は十分に確保され、ライトアップを行っていない施設</u>」で発生しています。「風力発電機の間隔は十分に確保され、ライトアップを行わないことから影響はほとんどない」というのは全てウソです。ウソをつくのはいい加減やめてください。</p> <p>本準備書に記載している「コウモリ類の予測」は、科学的根拠が欠如しており「適切とはいえません」。</p> <p><u>ウソをつく事業者に国民の血税である再エネ賦課金を支払うのは、全く納得できません。本事業者の事業は、これまで認可された事業も含め、すべて不許可または廃止すべきと意見します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・45 個体(4 種、1～32 個体)「風力発電施設でのバットストライク問題、2015, 07 までに調べた 6 事業」(平成 29(2017)年, 河合久仁子, ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)).</li> <li>・ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 3 個体、合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成 22(2010)年 6 月, 株式会社ジェイウインド)福島県.</li> <li>・ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(平成 30(2018)年, 重昆達也ほか、東海自然誌(11))静岡県.</li> <li>・ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30(2018)年 10 月, 株式会社ジェイウインド)青森県.</li> <li>・コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31(2019)年 4 月, 岩手県)岩手県.</li> </ul> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>本事業の環境影響評価手続においては、調査計画段階から調査結果の予測評価まで専門家等のご助言を得ながら、定性的・定量的な手法を適宜組み合わせることでコウモリ類への影響を予測し、その結果として影響は小さいと予測しています。</p> <p>一方で、施設の稼働に伴うコウモリ類への環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見が乏しいこと、ブレード・タワー等への接近・接触については予測の不確実性の程度が大きいとされることから、事後調査を実施するとともに、その結果も踏まえて必要に応じて専門家等のご助言を得ながら環境保全措置の追加等の対応を検討する方針です。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書4）（6/15）

No.	意見書	事業者の見解
4-7	<p style="text-align: right;">（前ページの続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体 「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」 （平成 31(2019)年 4 月, 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道.</li> <li>・ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元(2019)年 12 月, よこはま風力発電株式会社）青森県.</li> <li>・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体、合計 2 個体 「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（令和 2(2020)年 2 月, コスモエコパワー株式会社）北海道.</li> <li>・ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第 2 回）」（令和 2(2020)年 4 月, 風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県.</li> <li>・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属（フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ）1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書」（令和 2(2020)年 8 月, 東北自然エネルギー株式会社）秋田県.</li> <li>・ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウインドパーク事業 事後調査報告書」（令和 2(2020)年 10 月, コスモエコパワー株式会社）岩手県.</li> <li>・ヒナコウモリ 2 個体「（仮称）新むつ小川原ウインドファーム事業 環境影響評価準備書（公開版）」（令和 3(2021)年 3 月, コスモエコパワー株式会社）青森県.</li> <li>・ヒナコウモリ 1 個体「（仮称）新岩屋ウインドパーク事業 環境影響評価準備書（公開版）」（令和 3(2021)年 3 月, コスモエコパワー株式会社）青森県.</li> <li>・ヒナコウモリ科 2 個体「ユーラス大豊ウインドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」（令和 3(2021)年 5 月, 合同会社ユーラス大豊風力）高知県.</li> <li>・ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書（公開版）」（令和 3(2021)年 3 月, 株式会社 A-WINDENERGY）秋田県.</li> <li>・クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 4 個体「せたな大里ウインドファーム 環境影響評価報告書」（令和 3(2021)年 8 月, 株式会社ジェイウインドせたな）北海道.</li> <li>・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体 「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」（令和 3(2021)年 8 月, 掛川風力開発株式会社）静岡県.</li> </ul> <p style="text-align: right;">（次ページへ続く）</p>	

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書4）（7/15）

No.	意見書	事業者の見解
4-7	<p style="text-align: right;">（前ページの続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒナコウモリ 3 個体「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」（令和 3(2021)年 10 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス)宮城県.</li> <li>・ヒナコウモリ科 1 個体「(仮称)八竜風力発電所更新事業に係る環境影響評価準備書」（令和 3(2021)年 10 月, 株式会社エムウインズ八竜)秋田県.</li> <li>・ヤマコウモリ 1 個体「JRE 酒田風力発電所更新計画 環境影響評価準備書」（令和 4(2022)年 1 月, ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社)山形県.</li> <li>・ヒナコウモリ 2 個体「幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」（令和 4(2022)年 2 月, 幌延風力発電株式会社)北海道.</li> <li>・ヒナコウモリ 17 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、合計 25 個体「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書[公開版]」（令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス)秋田県.</li> <li>・ヒナコウモリ 42 個体、ヤマコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 2 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 58 個体「ユーラス由利高原ウインドファーム[公開版]」（令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス)秋田県.</li> <li>・アブラコウモリ 4 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 9 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 18 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(供用 2 年目の調査結果)」（令和 4(2022)年 6 月, 株式会社 A-WINDENERGY)秋田県.</li> <li>・ヒナコウモリ 12 個体、モモジロコウモリ 5 個体、ユビナガコウモリ 3 個体、ヤマコウモリ 2 個体、コテングコウモリ 1 個体、コキクガシラコウモリ 1 個体、コウモリ目の一種 10 個体、合計 35 個体「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」（令和 4(2022)年 12 月, 秋田潟上ウインドファーム合同会社)秋田県.</li> <li>・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 2 個体「(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業環境影響評価準備書」（令和 5(2023)年 1 月, 株式会社グリーンパワーインベストメント)広島県、島根県.</li> <li>・ヒナコウモリ 1 個体「六ヶ所村風力発電所リプレイス事業環境影響評価準備書」（令和 5(2023)年 2 月, 日本風力開発株式会社)青森県.</li> <li>・アブラコウモリ 2 個体、コヤマコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 2 個体、コウモリ類 1 個体、合計 8 個体「八峰風力発電所影響評価事後調査報告書」（令和 5(2023)年 3 月, 八峰風力開発株式会社)秋田県.</li> </ul> <p style="text-align: right;">（次ページへ続く）</p>	

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 4）（8/15）

No.	意見書	事業者の見解
4-7	<p style="text-align: right;">（前ページの続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アブラコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 6 個体「若美風力発電所環境影響評価報告書」（令和 5(2023)年 7 月, 若美風力開発株式会社) 秋田県.</li> <li>・コウモリ類 1 個体「浮体式洋上風力発電設備(ふくしま未来)設置実証研究事業及び浮体式洋上超大型風力発電機 設置実証事業環境影響評価 報告書」（令和 3(2021)年 10 月, 経済産業省資源エネルギー庁) 福島県.</li> <li>・アブラコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 1 個体、合計 6 個体「上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価報告書」（令和 5(2023)年 6 月, 株式会社大林クリーンエナジー) 青森県.</li> <li>・コヤマコウモリ 7 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 12 個体「( 仮称) 松前北部風力発電事業 ( ( 現) リエネ松前風力発電所) 環境影響評価報告書」（令和 5(2023)年 11 月, 松前ウィンドファーム合同会社) 北海道.</li> <li>・アブラコウモリ 16 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 10 個体、種不明コウモリ 1 個体、合計 29 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る事後調査報告書」（令和 6(2024)年 3 月, 東北電力株式会社) 秋田県.</li> <li>・アブラコウモリ 1 個体、アブラコウモリ属 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 6 個体「(仮称)野辺地風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」（令和 6(2024)年 4 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 青森県.</li> <li>・アブラコウモリ属 4 個体、ヒナコウモリ 4 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、合計 9 個体「JRE 鶴岡八森山風力発電所 環境影響評価報告書」（令和 6(2024)年 4 月, 合同会社 JRE 鶴岡八森山(代表社員ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社)) 山形県.</li> <li>・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 5 個体「中里風力発電所 環境影響評価報告書」（令和 6(2024)年 7 月, 中里風力合同会社) 青森県.</li> <li>・ヒナコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 2 個体「北野沢風力発電事業更新計画 環境影響評価準備書」（令和 6(2024)年 8 月, 合同会社ユーラスエナジー北野沢) 青森県.</li> <li>・ヤマコウモリ 1 個体「野辺地陸奥湾風力発電所 環境影響評価報告書」（令和 6(2024)年 11 月, 野辺地風力開発株式会社) 青森県.</li> <li>・ヒナコウモリ 4 個体、ヒナコウモリ属 2 個体、合計 6 個体「伊達風力発電事業拡張計画 環境影響評価報告書(公開版)」（令和 7(2025)年 4 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 北海道.</li> <li>・モリアブラコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 3 個体、ヒナコウモリ 45 個体、ヤマコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、合計 59 個体「(仮称)新郡山布引高原風力発電所環境影響評価準備書(公開版)」（令和 7(2025)年 5 月, 株式会社ジェイウィンド) 福島県.</li> </ul> <p style="text-align: right;">（次ページへ続く）</p>	

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書4）（9/15）

No.	意見書	事業者の見解
4-7	<p style="text-align: right;">（前ページの続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒナコウモリ 55 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、コテングコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 4 個体、合計 62 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書(追加調査と環境保全措置の実施結果)」(令和 7(2025)年 3 月, 岩手県)岩手県.</li> <li>・ヒナコウモリ 1 個体「せたな大里ウインドファーム 環境影響評価報告書(その 2)」(令和 7(2025)年 8 月, 株式会社ジェイウインドせたな)北海道.</li> </ul>	
4-8	<p>(8) コウモリ類の保全措置が不適切</p> <p>上記について事業者は、「環境省の手引にライトアップをしないことによりバットストライクを低減できると記載している」等の主張をするかもしれませんが。</p> <p>しかし「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」(環境省、平成 27 年 9 月修正版)には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いてありません。同手引きの P3-110~111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてあります。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることがすでに判明しています(※1)。また、国内でも「カットイン風速をあげカットイン風速未満のフェザリングをすること」がバットストライクを低減する効果があることが判明しています(※2)。</p> <p>※1, Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p> <p>※2, 環境保全措置としてカットイン風速上昇やフェザリングを実施し、バットストライクが減少した国内事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書[公開版]」(令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス)秋田県.</li> <li>・「ユーラス由利高原ウインドファーム[公開版]」(令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス)秋田県.</li> <li>・「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書(追加調査と環境保全措置の実施結果)」(令和 7(2025)年 3 月, 岩手県)岩手県.</li> </ul>	<p>ライトアップを実施しないことにより、昆虫類の誘引が抑制され、それらを捕食するためにコウモリ類が風力発電機に接近する可能性を低減できると考えています。一方で、施設の稼働に伴うコウモリ類への環境影響の有無及びその程度については、風力発電機の立地条件、気象条件等の違い等、具体的な知見が乏しいこと、ブレード・タワー等への接近・接触については予測の不確実性の程度が大きいと考えられることから、適切に事後調査を実施し、著しい影響が考えられた場合は、専門家の意見を聞きながら、フェザリングも含めた適切な対策を検討します。</p>
4-9	<p>(9) 以上の理由からコウモリ類の「環境保全措置」として、「カットイン風速未満のフェザリング」を追加してください。</p>	<p>現地調査結果に基づく予測の結果、コウモリ類への影響は小さいか、又は環境保全措置を講じることにより影響を低減できると考えられるため、現時点ではフェザリングの実施は考えていません。</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ続く)</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書4）（10/15）

No.	意見書	事業者の見解
4-9		<p>(前ページの続き)</p> <p>ただし、コウモリ類は生息情報等が未解明な部分があることや、バットストライクの可能性には不確実性が残ることから、今後は適切に事後調査を実施し、著しい影響が考えられた場合は、専門家の意見を聞きながら、フェザリングも含めた適切な対策を検討します。</p>
4-10	<p>一事後調査一</p> <p>(10)「事後調査」は信用できません1</p> <p>近年、国内の風力発電事業において「事後調査報告書」が提出されていますが、その内容を精査すると、多くが事業者都合の良い主観的な記述に偏っており、失望を禁じ得ません。「事後調査で影響が確認されれば保全措置を講じる」との主張は、実際には履行されない例が多く、もはや形式的な口約束にすぎません。</p> <p>一部の報告書では、事実に基づく科学的検証を欠いたまま、事業者の都合や願望に基づいた内容が記されており、極めて不適切です。例えば、ある事業者は「ライトアップ不使用および航空障害灯に閃光灯を採用した」として環境保全措置を講じたとしながら、事後調査で複数のコウモリの死骸が確認されたにもかかわらず、「バットストライクの懸念は著しくない」と結論づけ、追加の保全措置を講じることなく調査を打ち切っています(文献1～5)。</p> <p>特に問題なのは、以下のような主張です：</p> <p>「米国の事例では年間〇個体／基であり、本事業では同程度であるため、影響は大きくない」(文献4 秋田潟上ウインドファーム合同会社, 委託先：株式会社自然科学調査事務所)</p> <p>「福島県では〇羽が衝突しており、それと比べて本事業の死骸数は少ないため、影響は大きくない」(文献5 八峰風力開発株式会社, 委託先：日本気象協会)</p> <p>こうした主張は、調査頻度・規模・立地条件の違い、死骸消失率や見落とし率といった要因を一切考慮しておらず、単純比較に基づいた非科学的な判断です。</p> <p>そもそも「他の事業者のほうが多くのコウモリを殺しているから、自社は問題ない」という理屈は、論点のすり替えであり、容認できるものではありません。</p> <p>(文献1)「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成30(2018)年, 株式会社ジェイウインド, 委託先：株式会社ジェイペック)P.327</p> <p>(文献2)「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」(令和3(2021)年, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス, 委託先：アジア航測株式会社)P.84</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>コウモリ類については、事後調査により実態の把握に努め、影響の有無、程度、要因等を把握したうえで、専門家等のご助言を得ながら環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、最新の知見を参考に、環境保全措置の追加等の対応を検討し、可能な限り影響の低減に努めます。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書4）（11/15）

No.	意見書	事業者の見解
4-10	<p style="text-align: right;">（前ページの続き）</p> <p>（文献 3）「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(供用 2 年目の調査結果)」(令和 4(2022)年 6 月, 株式会社 A-WINDENERGY, 委託先: エヌエス環境株式会社)P. 67</p> <p>（文献 4）「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 4(2022)年 12 月, 秋田潟上ウインドファーム合同会社, 委託先: 株式会社自然科学調査事務所)P. 132, P390</p> <p>（文献 5）「八峰風力発電所影響評価事後調査報告書」(令和 5(2023)年 3 月, 八峰風力開発株式会社, 委託先: 日本気象協会)P. 159, P160</p> <p>（事後調査でコウモリの死骸が確認されたが、追加的保全措置をせずに事後調査を終了した事業）</p> <p>「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成 22(2010)年 6 月, 株式会社ジェイウインド, 委託先;株式会社ジェイベック)</p> <p>「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30(2018)年 10 月, 株式会社ジェイウインド, 委託先;株式会社ジェイベック)</p> <p>「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(令和 2(2020)年 2 月, コスモエコパワー株式会社, 委託先;記載なし)</p> <p>「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2(2020)年 4 月, 風の松原自然エネルギー株式会社, 委託先;東北緑化環境保全株式会社)</p> <p>「姫神ウインドパーク事業 事後調査報告書」(令和 2(2020)年 10 月, コスモエコパワー株式会社, 委託先;日本気象協会)</p> <p>「ユーラス大豊ウインドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和 3(2021)年 5 月, 合同会社ユーラス大豊風力, 委託先;株式会社東京久栄)</p> <p>「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(公開版)」(令和 3(2021)年 3 月, 株式会社 A-WINDENERGY, 委託先;エヌエス環境株式会社)</p> <p>「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 3(2021)年 8 月, 掛川風力開発株式会社, 委託先;日本気象協会)</p> <p>「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」(令和 3(2021)年 10 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス, 委託先;アジア航測株式会社)</p> <p>「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(供用 2 年目の調査結果)」(令和 4(2022)年 6 月, 株式会社 A-WINDENERGY, 委託先;エヌエス環境株式会社)</p> <p>「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 4(2022)年 12 月, 秋田潟上ウインドファーム合同会社, 委託先;株式会社自然科学調査事務所)</p> <p style="text-align: right;">（次ページへ続く）</p>	

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書4）（12/15）

No.	意見書	事業者の見解
4-10	<p style="text-align: center;">（前ページの続き）</p> <p>「八峰風力発電所影響評価事後調査報告書」（令和5(2023)年3月, 八峰風力開発株式会社, 委託先: 日本気象協会）</p> <p>「若美風力発電所 環境影響評価報告書」（令和5(2023)年7月, 若美風力開発株式会社, 委託先: 日本気象協会）</p> <p>「上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価報告書」（令和5(2023)年6月, 株式会社大林クリーンエネルギー, 委託先: 株式会社東洋設計）</p> <p>「中里風力発電所 環境影響評価報告書」（令和6(2024)年7月, 中里風力合同会社, 委託先: 日本気象協会）</p> <p>「野辺地陸奥湾風力発電所 環境影響評価報告書」（令和6(2024)年11月, 野辺地風力開発株式会社, 委託先: 日本気象協会）</p> <p>「伊達風力発電事業拡張計画 環境影響評価報告書(公開版)」（令和7(2025)年4月, 株式会社ユーラスエネルギーホールディングス, 委託先: 記載なし）</p> <p>「せたな大里ウインドファーム環境影響評価報告書(その2)」（令和7(2025)年8月, 株式会社ジェイウインドせたな, 委託先: アジア航測株式会社）</p>	
4-11	<p>(11) 「事後調査」は信用できません2</p> <p>近年、国内の風力発電事業において「事後調査報告書」が提出されていますが、その内容を精査すると、多くが事業者都合の良い主観的な記述に偏っており、失望を禁じ得ません。</p> <p>「事後調査で影響が確認されれば保全措置を講じる」との主張は、実際には履行されない例が多く、もはや形式的な口約束にすぎません。</p> <p>なぜこのような不適切な事後調査報告書が横行しているかというと、事後調査では事業者が選定した専門家がその結果を独断で判断し、事業者都合の良い意見を出すからです。このため風力発電事業が環境へ与える影響が見過ごされています。</p> <p>例えば、最近公開された以下の報告書では、事後調査でバットストライクが確認されたにもかかわらず、コウモリ類の専門家へ意見を聞かず、追加の保全措置を何もせずに事後調査を打ち切っています。</p> <p>よって「事後調査」は信用できません。</p> <p>(事後調査でコウモリの死骸が確認されたが、コウモリ類の専門家の意見を聞かずに事後調査を終了した事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「伊達風力発電事業拡張計画 環境影響評価報告書(公開版)」（令和7(2025)年4月, 株式会社ユーラスエネルギーホールディングス, 委託先: 記載なし）</li> <li>・「せたな大里ウインドファーム 環境影響評価報告書(その2)」（令和7(2025)年8月, 株式会社ジェイウインドせたな, 委託先: アジア航測株式会社）</li> </ul>	<p>コウモリ類については、事後調査により実態の把握に努め、影響の有無、程度、要因等を把握したうえで、専門家等のご助言を得ながら環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、最新の知見を参考に、環境保全措置の追加等の対応を検討し、可能な限り影響の低減に努めます。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書4）（13/15）

No.	意見書	事業者の見解
4-12	<p>(12) 「事後調査」は信用できません3</p> <p>事業調査について、「専門家(自称)による杜撰な審査」が全国各地の風力発電事業で<u>実際に起こっている</u>わけですから、風力発電事業の事後調査報告は信用に値しないと言わざるを得ません。毎年コウモリ類は大量に死に、その個体数は回復不能なほど減少し、すぐに絶滅してしまうでしょう。コウモリ類がいなくなれば、害虫が大量に発生し、農業や林業、生活に影響を与え、結果的に地域住民、ひいては国民が困ることになります。風力発電事業を持続可能にするためには、事後調査が公正かつ透明であることが絶対に必要です。</p> <p>そのためには、事業者が独自に専門家を選ぶのではなく、独立した第三者機関が審査を行うことが必須です。</p> <p>また、専門家の選定を事業者任せにせず、国や自治体を選任することで、専門家による事業者への付度を避けることが重要です。しかし、現在のアセス制度にそのような機能はありません。よって「事後調査」は信用できません。</p>	<p>環境影響評価手続においては、国や自治体などの第三者機関が選任した専門家で構成される審査会等による審査を受けることとなります。事業者としては、環境影響評価法等の関係法令に基づく手続を通して、適切に事業の計画を具体化、検討して参ります。</p> <p>コウモリ類については、事後調査により実態の把握に努め、影響の有無、程度、要因等を把握したうえで、専門家等のご助言を得ながら環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、最新の知見を参考に、環境保全措置の追加等の対応を検討し、可能な限り影響の低減に努めます。</p>
4-13	<p>(13) 「事後調査」は信用できません4</p> <p>本事業者の「事後調査」について、疑念があるのでお答えください。</p> <p>1) 事後調査結果について住民は意見書を出せますか？</p> <p>2) 事後調査結果を公正に審査する公的な委員会がありますか？</p> <p>3) 事後調査で事業者側がヒアリングする自称専門家は事業者の利害関係者(謝金の支払いを含む)ですか？</p> <p>4) 3)の自称専門家が利害関係者でないこと(付度しない者であることを証明)してください。</p> <p>5) 仮に事後調査でコウモリ類の死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もないのは本当ですか？</p> <p>6) 5)について本当ならば、事後調査でコウモリ類の死骸が確認された場合、だれが追加的保全措置の行使を保証するのですか？</p> <p>7) 事後調査で<u>コウモリが複数死んでいた場合</u>でも、他の事業者は「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置をしていません。コウモリは年に1回だけ繁殖し、1回に1~2頭しか仔を産みません。そのため1年間で死亡するのがたとえ数個体であっても、風車で毎年コウモリを殺し続ければ、個体群は回復不能になりやがて絶滅します。本事業者が追加の保全措置を行使する基準「著しい影響」とは何個体なのかを具体的に述べてください。</p> <p>8) 事後調査を踏まえた追加的保全措置の行使について、その実行性を保証してください。</p> <p>9) 最新の知見を踏まえた保全措置(フェザリング)は、コウモリを殺す前から実施してください。</p> <p>10) 普通種であろうが重要種であろうが、1頭たりともコウモリを殺さないでください。</p>	<p>風力発電機の稼働後も、必要に応じて地域の方々からのご意見をいただく等、地域の方々にご理解いただけるよう事業を進めていく方針です。</p> <p>事後調査後の報告書手続において、環境大臣及び許認可等権者は必要に応じて事業者環境保全の見地からの意見を述べるができることとなっています。</p> <p>個人情報保護の観点から専門家等のお名前等は公表できませんが、事後調査にあたっては、コウモリ類について豊富な知識と経験をお持ちであり、ヒアリング対象者として適切な有識者のご助言及び関係機関のご意見も踏まえながら、実施していく方針です。</p> <p>また、コウモリ類への影響は事業毎に異なると考えられることから、事後調査により実態の把握に努め、影響の有無、程度、要因等を把握したうえで、専門家等のご助言を得ながら環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、最新の知見を参考に、環境保全措置の追加等の対応を検討します。</p> <p>環境保全措置の実施にあたっては、施工業者への指導・監督を徹底して確実な実施に努め、可能な限り影響の回避又は低減を図っていく方針です。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書4）（14/15）

No.	意見書	事業者の見解
4-14	<p>(14)「事後調査」は信用できません5</p> <p>風力発電事業においては、コウモリ類の保護について十分に配慮する必要があります。コウモリ類は、風車のブレードに衝突するほか、風車の回転によって発生する気流に巻き込まれて死亡することが科学的に判明しています。</p> <p>しかし、風力発電事業の事後調査は、公正かつ独立した第三者の専門家による審査が不足しています。現状では、事業者が選定した専門家によって事後調査の結果が判断されてしまうため、保全措置の実際の効果や問題点について客観的な評価ができていないと言わざるを得ません。更にある問題点としては、専門家が事業者から謝金を受け取っているため、事業者に付度し、事業者都合の良いことを言う可能性が高いことが挙げられます。</p> <p>このような状況下では、風力発電事業の問題点が適切に審査されず、コウモリ類への影響やリスクを十分に評価することはできません。よって「事後調査」は信用できません。</p>	<p>事後調査にあたっては、コウモリ類について豊富な知識と経験をお持ちであり、ヒアリング対象者として適切な有識者のご助言及び関係機関のご意見も踏まえながら、実施していく方針です。</p>
4-15	<p>(15)「事後調査」は信用できません6</p> <p>繰り返しますが、風力発電事業の事後調査は、公正かつ独立した第三者の専門家による審査が不足しています。現状では、事業者が選定した専門家によって事後調査の結果が判断されてしまうため、保全措置の実際の効果や問題点について客観的な評価ができていないと言わざるを得ません。更にある問題点としては、専門家が事業者から謝金を受け取っているため、事業者に付度し、事業者都合の良いことを言う可能性が高いことが挙げられます。</p> <p>そこで、事業者とは独立した評価・審査が必要となってきます。公正かつ独立した機関や評価、専門的立場からの中立的なアドバイスなどが含まれる第三者の立場が重要です。このような評価や審査を導入することで、事後調査の結果に関して、より客観的な立場から分析・評価することができ、風力発電事業の信頼性を高めることができます。</p> <p>事後調査について、客観的な評価や審査を適切に導入して下さい。風力発電事業の信頼性を高めるためには、事後調査についての公正かつ独立した第三者の評価・審査が、絶対に必要と考えます。</p>	<p>事後調査にあたっては、コウモリ類について豊富な知識と経験をお持ちであり、ヒアリング対象者として適切な有識者のご助言及び関係機関のご意見も踏まえながら、実施していく方針です。</p> <p>なお、事後調査後の報告書手続において、環境大臣及び許認可等権者は必要に応じて事業者に環境保全の見地からの意見を述べるができることとなっています。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書4）（15/15）

No.	意見書	事業者の見解
4-16	<p>(16) 「事後調査」は信用できません 7</p> <p>最新のガイドライン※によれば、週1回(探索間隔が7日)の頻度は、コウモリが見つかる前にスカベンジャーに持ち去られる可能性が高くなるので推奨されていません。探索間隔が長いとコウモリ類の死亡日が推定できず、保全措置の検討ができないためです。そのためコウモリ類の死骸確認調査については、2日～4日間隔が許容される限度であることも指摘されています。また、人による調査はコウモリ類の死骸発見率が低いことも判明しています。さらに、コウモリ類は弱風速時に活動し、バットストライクは弱風速時に発生しやすいことも分かっています。</p> <p>以上のことから、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)バットストライク調査は、毎日行るか、最低でも1週間に3回の頻度で4月から11月まで行ってください。</li> <li>2)バットストライク調査は早朝(午前中)に行ってください。</li> <li>3)バットストライク調査は、訓練されたイヌを使って調査してください。</li> <li>4)バットストライク調査と並行して、ナセルに自動録音装置を設置し、活動量の調査を実施してください。</li> </ol> <p>※「Bats and onshore wind turbines - survey, assessment and mitigation」  <a href="https://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation">https://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation</a></p>	<p>事後調査の調査計画（調査方法、期間及び頻度等）については、いただいたご意見のほか、今後の環境影響評価手続におけるご指摘等を踏まえ、適切な計画を立案します。また、事後調査により実態の把握に努め、影響の有無、程度、要因等を把握したうえで、専門家等のご助言を得ながら環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、最新の知見を参考に、環境保全措置の追加等の対応を検討します。</p>
4-17	<p>(17) 「事後調査」は信用できません 8</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)風力発電機により死亡するコウモリ類を減らすために、「カットイン風速未満のフェザリング」が必要です。これらの対策は事業者が責任を持って事前より実施することを求めます。</li> <li>2)事後調査の結果、コウモリ類の死骸が確認された場合は、「追加の保全措置」を実施したうえで、更に1年間のバットストライク調査を行って下さい。</li> <li>3)事業者が地元自治体や環境保護団体に対して、適切かつ透明性の高い情報開示を行うことを求めます。具体的には、法に規定される縦覧期間終了後も、環境省ホームページ(環境影響評価情報支援ネットワーク)にて20年間、事後調査報告書を継続公開することを求めます。</li> <li>4)事後調査の結果は、毎年速やかに公表することを求めます。</li> </ol>	<p>現地調査結果に基づく予測の結果、コウモリ類への影響は小さいか、又は環境保全措置を講じることにより影響を低減できると考えられるため、現時点ではフェザリングの実施は考えていません。ただし、コウモリ類は生息情報等が未解明な部分があることや、バットストライクの可能性には不確実性が残ることから、今後は適切に事後調査を実施し、著しい影響が考えられた場合は、専門家の意見を聞きながら、フェザリングも含めた適切な対策を検討します。これらの結果については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年、経済産業省）に従い、公的機関での図書縦覧やインターネットでの公表を検討します。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 5）

No.	意見書	事業者の見解
5-1	<p>三種五城目風力発電の開発についてです。 再生エネルギーが必要なのは、分かります。ただ、自然を破壊して増やすのは辞めてください。 そこに住む動物や植物たちへの影響が強く、熊やクマタカの住処を奪います。 それは巡り巡って人間の生活にも影響を及ぼします。 自然を破壊せずに、人間にも影響のない場所なんてないのかもしれない。そもそもそんなに電気を使うこと自体、人間が間違っているのだと考えています。 こちらの予定地に作るのとは反対です。 ご検討いただけますこと、願っております。地球の未来を奪わないでください。よろしく願いいたします。</p>	<p>事業による影響につきましては、最新の予測手法に基づき、専門家とも相談の上、影響予測を行いました。その結果、環境保全措置も行うことで、事業による影響は小さいと考えます。また、営巣地近傍の工事については、繁殖活動への影響が生じる可能性があることから、追加的な環境保全措置を実施します。また、営巣地近傍で工事が実施される繁殖行動を確認したミサゴ、クマタカのペアに対する繁殖活動への影響については、予測の不確実性の程度が大きいこと、コウモリ類及び鳥類の重要な種等に対するブレード・タワー等への接近・接触についても、予測の不確実性の程度が大きいと考えられたことから、事後調査を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。また、事業計画については、今後の環境影響評価手続の審査を踏まえ影響の低減について検討し、住民の皆さまのご理解を得ながら事業を進めていく方針です。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書6）（1/9）

No.	意見書	事業者の見解
6-0	<p>貴社が計画されている「(仮称)三種五城目風力発電事業環境影響評価準備書」に関して、鳥類の保全の観点から下記の通り意見を述べる。</p>	<p>本意見書の内容は要約せず、頂戴した意見内容にあった記載のまま掲載の上、それぞれに回答します。</p>
6-1	<p>貴社による調査により、対象事業実施区域(以下、計画地という)は、希少猛禽類の高密度の繁殖地となっていること、渡り鳥の重要な経路となっていることが判明した。調査結果を鑑みると風力発電施設の建設が鳥類に対して多大な影響を及ぼすことは明白であり、鳥類保護と生態系の保全のために、本事業は現段階で中止することを強く要求する。</p> <p>貴社の調査によると、計画地付近ではミサゴ5箇所、ハチクマ2箇所、ツミ1箇所、ハイタカ2箇所、オオタカ1箇所、サシバ8箇所、ノスリ3箇所、クマタカ6箇所の計28箇所で猛禽類の営巣木が確認されたとされている。環境省の「猛禽類保護の進め方(改訂版)」によれば、「複数の猛禽類相が維持されている地域は環境が多様で保全状態が良好であることを意味し、生態系の多様性を示す証になるものと考えられるため、これらの猛禽類の保護にあたっては、個々の種の保護を図るだけでなく生息地全体の多様な生態系の保全を念頭に置く必要がある」とされている。この地域は生物多様性の優れている場所として、保全すべきであり、風力発電施設の建設は行うべきではない。</p> <p>特にクマタカは計画地近傍で4つがい繁殖し、このうちの1つがいは風力発電までの最短距離が562mという至近距離に、またもう1つがいは1,219mという近距離に営巣地があることが報告されている。環境省の猛禽類保護の進め方で示している「営巣中心域の環境の改変は基本的に避ける」、「高利用域の長期にわたる大規模開発は避ける」、「好適採食地までの飛行ルートに構造物等は作らない」などのガイドラインに当てはめればこの場所に風力発電施設を建設すべきではない。風力発電施設の存在は常に衝突死の危険性があるだけでなく、生息地の喪失により繁殖率の低下にもつながるため、絶滅が危惧されているクマタカがこのように高密度で生息・繁殖していることが判明した以上、この事業は中止すべきである。</p>	<p>猛禽類については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)平成24年12月 環境省自然環境局野生生物課」、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」における低減対策を参考に、影響予測を行い、営巣中心域内の風力発電機の設置除外、高利用域内の工事低減、好適採食地までのルートに構造物を作らない等を考慮した事業計画としており、事業による影響は小さいと考えています。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 6）（2/9）

No.	意見書	事業者の見解
6-2	<p>クマタカの（絶滅危惧 IB 類、国内希少野生動植物種）予測評価について</p> <p>・前述のとおり、風力発電機から 562m という至近距離に営巣しているつがいが存在するにもかかわらず、貴社の予測評価では影響は少ないとして、風車の本数を減らすことすら検討していない。その根拠として「事業計画は営巣中心域の内部に風車が含まれない」、「風力発電機建設後も好適採食地の面積は十分に確保可能である」、「営巣中心域と高利用域内の好適採食地との間に風力発電機は配置されない」等を挙げているが、限られた日数の調査を元にした希望的予測に基づくものであり、実際にその通りになるという保証はない。予測は具体的な根拠に乏しく、過小評価であると言わざるを得ない。絶滅に瀕している鳥類をそのような不確実な予想でさらに危険に晒すことはあってはならない。</p>	<p>ご指摘のとおり、予測には、不確実性を伴うことから、事後調査を行うことで、影響の回避・低減が図られているものと考えております。</p>
6-3	<p>・行動圏の解析結果にも問題があると考え。準備書 p969 に「営巣地のある斜面やその谷を囲む尾根（主稜線）を境界として行動圏の解析の要素とした」とあるが、クマタカは営巣地のある斜面上の尾根を見えない境界線としてその反対側には飛ばない、ということはある得ない。別地域での我々の複数の観察例では、クマタカは尾根の両サイドを利用し、頻りに両サイドを行き来している。帆翔する時には上昇気流に乗って旋回しながら尾根上を飛翔することが多い。飛行距離も長く、一回の飛翔で半径 3km 以上の距離を往復することも頻りに見られる。クマタカにとって 1.5km という距離はごく近距離であり、風力発電機が営巣地からたとえ 1.5km 離れているとしても、その存在はクマタカの行動を大きく制限することになる。さらに貴社の調査によるクマタカの餌動物であるノウサギ（p1330）及びヤマドリ（p1332）の確認位置は風力発電機設置予定地のごく近くであり、風車が原因でこれらの餌動物が獲れなくなるか、獲ろうとして衝突する危険性が極めて高くなる。風力発電機の存在がこの地域のクマタカの生息・繁殖に大きな影響を与えることは疑いの余地がない。</p>	<p>猛禽類については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）平成 24 年 12 月 環境省自然環境局野生生物課」、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」における低減対策を参考に、影響予測を行い、営巣中心域内の風力発電機の設置除外、高利用域内の工事低減、好適採食地までのルートに構造物を作らない等を考慮した事業計画としており、事業による影響は小さいと考えています。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書6）（3/9）

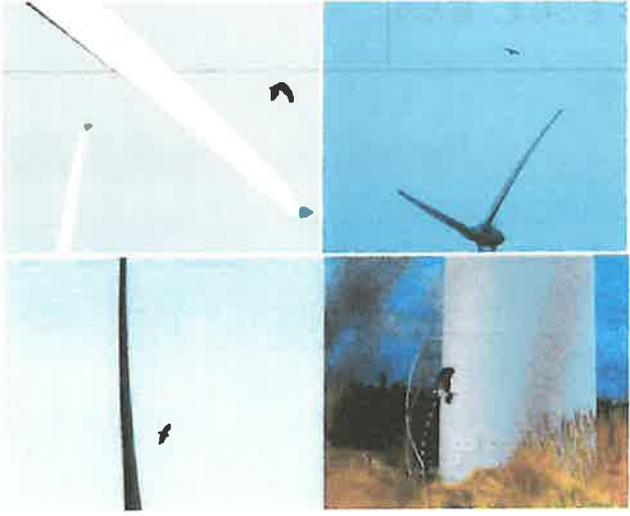
No.	意見書	事業者の見解
6-4	<p>・年間衝突率 クマタカのブレード・タワー等への接近・接触について、貴社は年間衝突率が低いことを根拠に影響は小さいと考えられる、という予測結果を出している(p1080)。これによると最も確率の高い由井・江頭モデルにおいて単年で0.087個体、20年で1.7540個体となっている。これを影響が小さいと判断することに疑義がある。クマタカのような2年に1回の繁殖で、1回に1羽のみという低い繁殖率の希少猛禽類にとって、20年に1羽でも種の保存へのインパクトは大きい。さらに問題なのは、実際の事例では衝突確率を大幅に上回る衝突事故が風力発電施設で起きていることである。</p> <p>北海道北部・幌延町の風力発電施設「浜里ウインドファーム(WF)」は、稼働から2年足らずの間に国の天然記念物のオジロワシ10羽とオオワシ1羽の計11羽がバードストライクで死傷しており、バードストライク確率は想定13倍以上で、期待したバードストライク防止対策システムも効力を発揮しなかったことが報告されている(2025.4.16朝日新聞)。稼働後わずか2年でこのような衝突事故が起きていることから考えて、現状の衝突確率予測には限界があると考えざるを得ない。環境アセスメントでの想定を上回る頻度でバードストライクが相次いでいることについて、環境省も「バードストライクの予測は難しい。今後は評価の手法の改善が求められる。」と話していることが報道されている(2025.4.2 NHK)。</p> <p>クマタカに関しては、2023年6月に貴社によるJRE鶴岡八森山風力発電所の5号機付近で1羽が風力発電施設と衝突し死亡する事故が起きている。この発電所ではクマタカの飛翔確認数及びクマタカの繁殖成功率がともに風車建設後に低下したことが事後調査報告書で報告されており、この結果は、風車の数を当初予定の9基から5基に減らした上で生じたことから、単に本数を減らすだけでは十分な解決策にならないことを示唆している。本事業も供用後には高い確率で鳥類の衝突や繁殖率の低下が起きることが懸念されるため、事業は現時点をもって中止するべきである。</p>	<p>衝突確率については、最新の知見を踏まえ、各予測モデルのメリット・デメリットを考慮し、複数の予測モデルを採用して解析を行い、専門家にも確認の上、予測評価を行いました。クマタカについては、環境省モデルでは、20年間で0.6640個体、由井・島田モデルでは、20年間で0.9020個体と20年間で1個体以下となります。由井・江頭モデルの全数による予測結果では、20年間で1.7520個体となりますが、クマタカはペアにより主要な行動範囲は重ならないため、各ペアの行動範囲を踏まえた予測では、いずれのペアも20年間で1個体以下となります。また、環境保全措置として、風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクの低減、回避、抑制対策も講じることで、事業による影響は小さいと考えます。ただし、予測の不確実性があるため、事後調査を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 6）（4/9）

No.	意見書	事業者の見解
6-5	<p>・工事期間中の影響については馴化などの措置を取っているが、馴化の作業自体が繁殖放棄を促す危険性があることから、決して行うべきではない。</p>	<p>「道路環境影響評価の技術手法「13. 動物、植物、生態系」における環境保全のための取り組みに関する事例集(令和6年度版)」に掲載されている環境保全措置の事例として、工事への馴化が挙げられており、鳥類への影響回避低減対策として、広く実施されていることと、専門家からの助言も踏まえ、本事業にも適用することとしました。また、工事への馴化対応時には、その影響監視として工事中のモニタリングの事後調査を行い、影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
6-6	<p>・環境保全措置としてブレード等への目玉シールの貼り付けを行うとしているが(p1516)、先に述べた幌延町の風力発電施設「浜里ウインドファーム」においては目玉模様を付けたにも関わらず猛禽類のバードストライクが多発しており、目玉シールの貼り付けはその効果が疑われる。</p>	<p>ブレード等への目玉貼付け等については、一定の低減効果が認められる対策でもあると専門家からの助言もあるため、本事業にも適用することとしました。</p>
6-7	<p>猛禽類の渡りについて                      準備書のハチクマ(p1039)、ツミ(p1050)、ハイタカ(p1055)、サシバ(p1065)、ノスリ(p1119)の項によると、秋の渡り時期にはハチクマ 50 羽、ツミ 37 羽、ハイタカ 31 羽、サシバ 4 羽、ノスリ 345 羽確認されており、これら猛禽類が相当数渡っていることがわかる。限られた日数の調査であるため、実際の飛翔数はこれよりはるかに多いはずである。例えば、日本野鳥の会秋田県支部（以下、県支部）が計画地の約 50km 南に位置する秋田市平和公園において、9 月から 11 月初旬までのほぼ毎日カウントしている秋の猛禽類渡り調査では、貴社調査が行われたのと同年の 2023 年度の秋の渡りにおいてはハチクマ 331 羽、ツミ 976 羽、ハイタカ 107 羽、サシバ 57 羽、ノスリ 4592 羽をカウントしている（<a href="http://tantyoakita.la.coocan.jp/takanowatari-top.html">tantyoakita.la.coocan.jp/takanowatari-top.html</a>）。</p> <p>渡りの際、単に上空を通過する個体だけでなく、計画地近辺で休息のために滞在し、計画地付近を出発点として飛び立つ個体群がいるはずである。これらの個体群が飛び立つ際には上昇気流を利用して上空に舞い上がる際に旋回しながら尾根付近を通過する。稜線上の風力発電機の実在は、この動きを阻害し、衝突事故を誘発する可能性があるが、そのことが予測評価の中に含まれていない。渡りの時だけでなく、求愛期にも尾根付近に舞い上がる行動が見られることがあり、稜線上の風力発電施設はこれも阻害する。</p>	<p>ご指摘のとおり、事業区域近傍での休息や飛び立ち等、通過以外の行動を行う個体もいますが、本事業では、稜線上に設置される風力発電機による影響検討のため、稜線上を通過する前後の鳥類の主要な経路と頻度を重点的に把握するための調査を設計し、適切に調査を行いました。また、その調査結果を踏まえて、予測評価を行い、環境保全措置も検討した結果、事業による影響は小さいと考えます。ご指摘を踏まえて、評価書段階において稜線上の通過前後の行動についても考慮した記載に努めます。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書6）（5/9）

No.	意見書	事業者の見解
6-8	<p>イヌワシ（天然記念物、絶滅危惧 IB 類、国内希少野生動物種）について</p> <p>秋田県支部が 2017 年秋に五城目町森山でタカの渡り観察会を行った際、複数回のイヌワシの飛翔が確認された。それによると 2017 年 9 月 17 日に 1 羽、9 月 29 日に 1 羽、19 月 1 日に 2 羽、10 月 8 日に 2 羽のイヌワシが確認されている。観察すること自体が難しいイヌワシにおいて、これはかなりの高頻度といえる。今回の貴社の調査においても合計 3 羽のイヌワシの飛翔が確認されており、イヌワシが継続的に計画地付近を飛翔していることが確認された。イヌワシの希少度はクマタカよりさらに高く、1 個体の衝突死もあってはならない状況となっている。個体の保護はもちろんのこと、生息環境の保全・拡大が喫緊の課題となっているイヌワシが継続的に出現する当該計画地に風力発電施設を建てるべきではない。</p>	<p>現地調査の結果では、イヌワシは、10 月に 2 例、11 月に 1 例を確認しました。このうち、高度 M の飛翔をした 2 例は、風力発電機設置予定地の尾根を通過しない個体だったこと、環境保全措置として、風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクの低減、回避、抑制対策を講じることで、事業による影響は小さいと考えます。ただし、予測の不確実性があるため、事後調査を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
6-9	<p>ミサゴ（準絶滅危惧）について</p> <p>ミサゴの項(P1028)によると、計画地近辺で 5 つがいによる 5 箇所の営巣が確認されたとある。貴社の説明では、このうち繁殖が確認されている 2 つがいは主に営巣地から西方面に飛翔が確認され、これを遮断・阻害しないために事業区域をできるだけ東に隔離し、移動経路への影響を軽減したために影響は小さい、としている。それにもかかわらず、この繁殖つがいの衝突確率は 20 年で 2.6120 羽と非常に高いものになっている。このことはミサゴの飛翔軌跡が風車設置位置を頻繁に通っていることを示唆している。しかもこれはあくまでモデルであり、クマタカの項で述べたように実態ではより高頻度で衝突事故が起きる可能性がある。</p> <p>ミサゴの衝突事故は県内各地でも起きており、由利本荘市では 2018 年 4 月に由利本荘海岸風力発電において給餌中のオス個体が風車と衝突して死亡し、結果としてその年の繁殖に失敗した（写真①写真②）。また秋田県内の 2021 年稼働の新能代風力発電所事後調査でもミサゴの衝突例が報告されている（北羽新報記事 <a href="https://www.hokuu.co.jp/?p=17497">https://www.hokuu.co.jp/?p=17497</a>）。</p> <p style="text-align: right;">（次ページへ続く）</p>	<p>衝突確率については、最新の知見を踏まえ、各予測モデルのメリット・デメリットを考慮し、複数の予測モデルを採用して解析を行い、専門家にも確認の上、予測評価を行いました。ミサゴ（令和 6 年繁殖期）については、環境省モデルでは、20 年間で 0.7760 個体、由井・島田モデルでは、20 年間で 0.7960 個体と 20 年間で 1 個体以下となります。由井・江頭モデルの全数による予測結果では、20 年間で 2.6120 個体となりますが、各ペアの行動範囲を踏まえた予測では、いずれのペアも 20 年間で 1 個体以下となります。また、環境保全措置として、風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクの低減、回避、抑制対策も講じることで、事業による影響は小さいと考えます。ただし、予測の不確実性があるため、事後調査を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>

No.	意見書	事業者の見解
6-9	<p style="text-align: center;">（前ページの続き）</p> <p>ミサゴはバードストライクが起きる確率が高い鳥とされており、育雛中にそれが起きた場合には当年の繁殖の失敗をもたらす。今後、各地で風力発電施設が増えるにつれ、このような衝突事例が増えることが予想され、風力発電施設の少なかった過去のデータに基づいた衝突確率計算による予測評価では、正確な評価はできないことを認識する必要がある。</p> <p>また近年、秋田県内ではマツノザイセンチュウの被害により、沿岸区域の松枯れが深刻な状況に陥っている。これに伴い松を好むミサゴの営巣に適した木が激減しており、ミサゴが営巣木を探している状況が続いている。準備書p1029によると、「事業に伴う改変によって、繁殖環境の一部が減少・消失する可能性がある」とあるが、既存の悪条件に加えてさらに繁殖条件を悪化させることになり、それが僅かな面積であっても決して許容できるものではない。なお、ミサゴが風力発電施設を避けるとは限らず、ロータの間を通り抜けることが何度も確認されている（写真③④⑤⑥）。</p> <p>写真①② 2018年4月14日由利本荘海岸風力発電事業施設内で発見されたミサゴの死骸</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p>写真③④⑤⑥ 風車のブレードをかいくぐって飛ぶミサゴ（由利本荘海岸）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div>	

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書6）（7/9）

No.	意見書	事業者の見解
6-10	<p>ガン・ハクチョウ類について</p> <p>ガン・ハクチョウ類の渡り調査について、貴社が行った令和5年(2023年)及び令和6年(2024年)の越冬期・春の渡り調査は、計画地におけるガン・ハクチョウ類移動のピーク時をはずしており、正確な影響予測を行うための信頼度に欠ける。</p> <p>2023年春の渡りは2月から始まり3月初めにピークを迎えた。計画地の北に位置する小友沼の最大飛来数は3月1日70,000羽、3月2日100,000羽、3月3日200,000羽、3月4日130,000羽、3月5日65,000羽、3月6日50,000羽、3月7日45,000羽となっており、貴社による春の渡り期の調査第1回の3月8・9・10日には大潟村及び計画地を通り北上するガン・ハクチョウの移動はピークを過ぎていたといえる。</p> <p>2023年秋～2024年春のシーズンのガンの渡去の動きはさらに早く、12月末頃からまとまった群れの移動が報告され始め、1月末から宮城県伊豆沼などの越冬地から中継地である大潟村への本格的な移動が始まり、2月10日以降は大潟村からさらに北への移動を始めている。大潟村からの飛去は平年の2月下旬から3月上旬頃と比べ、3週間ほど早かった。</p> <p>冬至が過ぎ、日長が長くなると鳥たちの脳下垂体が刺激され渡りの衝動が次第に高まり、暖かい日があるとそれが引き金となり渡りが行われることが知られている。この年は雪も少なく、暖冬傾向であったため、異例に早い時期に本格的な北上が始まったと考えられる。したがって、貴社が調査を行った時には、計画地付近を通る移動はほぼ終了しており、それが観察例の少なさにつながっている可能性がある。</p> <p>このような時期を逸した調査の結果をもとにガン類への影響がほとんどないという評価を下すことは妥当性に欠ける。ガン・ハクチョウ類の渡りのピークをとらえ、最大の飛翔数をもって評価を行うべきである。</p>	<p>本事業では、稜線上に設置される風力発電機による影響検討のため、稜線上を通過する鳥類の主要な経路と頻度を重点的に把握するための調査を設計したため、渡り鳥の最大飛翔数を把握することを目的としていません。また、調査の結果、対象事業実施区域とその周囲でガン・ハクチョウ類は、令和6年2月27日～29日の調査では計1,582個体の確認でしたが、北上する動き等、対象事業実施区域とその周囲での出現状況を把握しました。また、対象事業実施区域は、ガン・ハクチョウ類の主な生息環境(越冬地)である湖沼、湿地、水田は含まれていないこと、「環境アセスメントデータベース(EADAS)風力発電における鳥類のセンシティブティマップ」による渡り経路から外れていることから、移動経路の遮断・阻害の影響は小さいと考えております。ただし、ブレード・タワー等への接近・接触に予測の不確実性の程度が大きいと考えられたことから、事後調査を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 6）（8/9）

No.	意見書	事業者の見解
6-11	<p>風力発電機の視認性について</p> <p>朝夕の霧の発生時や悪天候時に風力発電機の一部または全部が視認できなくなるケースがある（写真⑦）。特に海岸沿い・山間部・丘陵地帯においてこのような現象がよく生じている。特にブレードの一部だけが部分的に見えないケースにおいては、鳥類が飛翔するには十分な視界があるにも関わらず、風車の一部だけが見えないことによって、鳥類が風力発電を回避できない恐れが生じる。衝突確率について考えるとき、このような要素が含まれていないため実際の衝突が多くなっている可能性がある。計画地の年間の霧発生率を調べ、これを衝突確率の計算式に入れるべきであると考え</p> <p>る。</p> <p>写真⑦ 霧によって一部だけが視認できなくなっている状況</p> 	<p>ご指摘の内容を参考に、最新の知見を収集し、適切に対応します。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書6）（9/9）

No.	意見書	事業者の見解
6-12	<p>事後調査について</p> <p>本意見は事業の中止を求めることを趣旨としているが、準備書以降に意見を言う機会がないため、供用後に行われる事後調査についても述べておく。</p> <p>準備書の事後調査の項(p1523～)において、ミサゴ、クマタカ、鳥類及びコウモリ類については事後調査を行うとある。ミサゴについては供用後の繁殖期、クマタカ、鳥類及びコウモリ類に供用後1年間を基本として行うとあるが、これでは不十分である。先に述べた由利本荘海岸風車のミサゴのバードストライクも1年間の事後調査が終了した後に発生しており、バードストライクの不確実性から死骸調査は共用期間中を通して行い、供用期間中のバードストライクの総数を記録するべきである。ミサゴ、クマタカ等の希少猛禽類については5年間は生息調査を行い、繁殖状況の変化を見るべきである。また、調査の方法については、風力発電機のメンテナンス時に目視等による発見・回収だけでは状況を完全に把握することが困難であるため、監視カメラ・レーダーによる24時間・365日のモニタリングを取り入れるべきである。その結果、生息地放棄、繁殖行為の減少、生息数の減少、バードストライク等の影響が認められた場合には、影響緩和策として風車の一時停止または必要とあれば撤去も想定するべきである。</p> <p>なお、今回の意見書に記載した内容は概要としてまとめる際に、写真表も含めた原文のまま掲載することを希望する。</p>	<p>ご意見も参考に、供用後の事後調査については、専門家等から調査方針、調査結果について、意見を頂きながら対応を検討します。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書7）

No.	意見書	事業者の見解
7-1	<p>設置予定の場所はクマタカの営巣地の側であり、猛禽類が子育てする場合、広範囲においての狩が必要になります。バードストライクが起きて、子育て中の親鳥が事故に合うと子供も生きていけません。</p> <p>また、熊の生息地でもあります。近年熊が人里に降りてくるのも山の生活圏が奪われているからではないでしょうか。</p> <p>大量の木を伐採することも、山の保水力を失わせ地下水も枯れてしまい、それにより連鎖的に自然がこわれていきます。</p> <p>一度こわれた自然をもどすのは気の遠くなるような時間がかかります。</p> <p>どうか見直しをお願い致します。</p> <p>次の世代へ豊かな自然を！</p>	<p>営巣地を確認したクマタカについては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）平成24年12月 環境省自然環境局野生生物課」に基づき、行動圏解析を行い、営巣中心域を避けた風力発電機の設置位置を計画しました。また、狩場となる餌場の解析も行い、影響は小さいと考えております。</p> <p>ただし、工事による一時的な影響と稼働後のバードストライクについては、予測の不確実性を伴うことから環境保全措置、事後調査を行うこととしました。今後の環境影響評価手続においても真摯に対応し、可能な限り影響を回避又は低減するよう努めます。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 8）

No.	意見書	事業者の見解
8-1	<p>クマタカ生息地に風車を建てないで下さい。 クマタカだけではありません。風車を建てるために森の木々を切ってしまうと、そこに住んでいる虫、小動物、大型動物、鳥など、全てを追い出してしまう、そして食べ物をなくしてしまうこととなります。 森が豊かでいろいろな生き物がいることで、栄養豊かな水が川を流れ、海をもうるおします。 全てがつながっています。 一旦森を壊してしまうと、何十年、何百年かかってやっと元の森の機能をとり戻します。数十年使う風車のために森を切り開くのはよくないと思います。 風車建設をやめていただきますようお願いいたします。</p>	<p>事業による影響につきましては、最新の予測手法に基づき、専門家とも相談の上、影響予測を行いました。その結果、環境保全措置も行うことで、事業による影響は小さいと考えます。また、事後調査も行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。 また、事業計画については、今後の環境影響評価手続の審査を踏まえ影響の低減について検討し、住民の皆さまのご理解を得ながら事業を進めること、関係行政とも許認可協議を行う中で、森林の持つ機能にも配慮して適切に実施していくことで、自然に配慮した再生可能エネルギーの導入促進に努めます。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 9）

No.	意見書	事業者の見解
9-1	<p>クマへの影響が心配です。 森はすべての生き物の物です。 一部の企業の利益だけで壊さないで下さい。 この事業に強く反対です。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、可能な限り改変面積、樹林伐採面積を低減するよう設計を行うとともに、関係行政との許認可協議を行い、森林の持つ機能にも配慮して適切に実施します。クマについては、現状を把握した上で、行政や猟友会と相談しながら、対策を検討します。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 10）

No.	意見書	事業者の見解
10-1	<p>希少種のクマタカの生息地での風力発電は、生息地の限られる大型の猛禽類にとって大きな脅威でしかありません。 一旦壊した環境は元には戻せず 強く反対します。</p>	<p>クマタカについては、影響予測の結果、工事の実施により、繁殖活動への影響が生じる可能性があるため、工事への馴化等の追加的な環境保全措置を講じることにより、影響の低減を図ることから、事業の実施によるクマタカへの影響は小さいと考えます。ただし、繁殖活動への影響、ブレード・タワー等への接近・接触については、予測に不確実性があるため、事後調査を実施します。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 11）

No.	意見書	事業者の見解
11-1	これ以上自然破壊しないで下さい。 クマタカの生息地に風力発電は、絶対反対！	<p>本事業の実施に当たっては、可能な限り改変面積、樹林伐採面積を低減するよう設計を行うとともに、関係行政との許認可協議を行い、森林の持つ機能にも配慮して適切に実施します。</p> <p>クマタカについては、影響予測の結果、工事の実施により、繁殖活動への影響が生じる可能性があるため、工事への馴化等の追加的な環境保全措置を講じることにより、影響の低減を図ることから、事業の実施によるクマタカへの影響は小さいと考えます。ただし、繁殖活動への影響、ブレード・タワー等への接近・接触については、予測に不確実性があるため、事後調査を実施します。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 12）

No.	意見書	事業者の見解
12-1	クマへの影響が心配です 森林等のはかい等 風力発電事業への反対	<p>本事業の実施に当たっては、可能な限り改変面積、樹林伐採面積を低減するよう設計を行うとともに、関係行政との許認可協議を行い、森林の持つ機能にも配慮して適切に実施します。獣害については、現状を把握した上で、行政や猟友会と相談しながら、対策を検討します。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 13）（1/5）

No.	意見書	事業者の見解
13-0	森林の保水力低下の恐れ、土砂災害の恐れ、風車後流による健康被害及び生態系攪乱の恐れがあることから本事業の撤回を求めます。	<p>事業の実施に当たっては、可能な限り改変面積、樹林伐採面積を低減するよう設計を行うとともに、関係行政との許認可協議を行い、森林の持つ機能にも配慮して適切に実施します。また、生態系については、準備書の10章に整理しましたとおり、影響予測を行った結果、事業による影響は小さいと考えております。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書13）（2/5）

No.	意見書	事業者の見解																													
13-1	<p>■森林の保水力 三種川、内川川は令和4年8月、令和5年7月に氾濫し、甚大な被害をもたらしました[例えば1), 2)]。 対象事業実施区域は三種川、内川川の源流部にあります[図3.1-6]。本事業では、稜線を中心に25.4haの樹木が伐採されます[p.2-75]。流域治水の観点から対象事業実施区域での保水力をこれ以上低下させるべきではありません。</p> <p>1) 【東北北部で記録的大雨】秋田・三種町は住宅など広範囲に被害 日テレNEWS 2022年8月11日 <a href="https://www.youtube.com/watch?v=7h0FtkuL8cc">https://www.youtube.com/watch?v=7h0FtkuL8cc</a></p> <p>2) 【記録的大雨・16日続報】五城目町内川川 秋田 ABS 2023年7月16日 <a href="https://youtube/Sm08ggNPxjQ?si=XRymZiNYwTNjV9JY">https://youtube/Sm08ggNPxjQ?si=XRymZiNYwTNjV9JY</a></p>	<p>事業の実施に当たっては、可能な限り改変面積、樹林伐採面積を低減するように設計を行うとともに、関係行政との許認可協議を行い、森林の持つ機能にも配慮して適切に実施します。</p>																													
13-2	<p>■谷埋め盛土 準備書の表2.2-9から本事業で発生する盛土量を抜粋します。</p> <table border="1" data-bbox="272 931 738 1102"> <tr> <td>風車ヤード</td> <td>21,763㎡</td> </tr> <tr> <td>工事用・管理用道路</td> <td>96,411㎡</td> </tr> <tr> <td>土捨場</td> <td>463,461㎡</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>581,625㎡</td> </tr> </table> <p>土捨場は6つあります。準備書では各土捨場の土量と高さが示されていません。必要な情報ですので追加して記載してください。図2.2-6(1)～(21)をもとに、各土捨場の土量と高さ推定しました。</p> <table border="1" data-bbox="300 1288 707 1626"> <thead> <tr> <th>土捨場</th> <th>土量(㎡)</th> <th>高さ(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>46,000</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>86,000</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>67,000</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>70,000</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>114,000</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>89,000</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>高さは等高線の本数から、土量は面積と高さからの概算です。 令和3年の熱海市伊豆山の土石流3)の源頭部にあった盛土の土量は70,000㎡、高さ15mと推定されています。本事業の土捨場がいかに巨大であるかがわかります。6つの土捨場はいずれも谷を埋めて造成されます。いわゆる谷埋め盛土です。</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ続く)</p>	風車ヤード	21,763㎡	工事用・管理用道路	96,411㎡	土捨場	463,461㎡	計	581,625㎡	土捨場	土量(㎡)	高さ(m)	A	46,000	55	B	86,000	55	C	67,000	30	D	70,000	55	E	114,000	50	F	89,000	35	<p>土捨場の設置及び斜面への盛土については、今後、詳細設計において、関係法令等に基づき検討を行うとともに、関係行政との許認可協議を進めながら、適切に設計を実施します。</p>
風車ヤード	21,763㎡																														
工事用・管理用道路	96,411㎡																														
土捨場	463,461㎡																														
計	581,625㎡																														
土捨場	土量(㎡)	高さ(m)																													
A	46,000	55																													
B	86,000	55																													
C	67,000	30																													
D	70,000	55																													
E	114,000	50																													
F	89,000	35																													

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 13）（3/5）

No.	意見書	事業者の見解
13-2	<p style="text-align: center;">（前ページの続き）</p> <p>谷筋を埋めて土捨場を作るようなことは絶対にやめてください。土捨場Fを除いて5つの土捨場は谷の斜面が30°を超える急傾斜地です4）。特に危険です。</p> <p>谷地形は、地下水位が浅く、雨水が集まりやすい場所であるため、もともと地下水が豊富な条件下にあります。そのため、法令に則って排水設備が設置され、地山の段切り、盛土の締め固めがなされると思います。しかし、仮に湧水点を全て網羅するような排水設備が設計施工されたとしても、それらの設備が設計時の計算通り機能し続けることはありえないことだと思います。それらの設備は地震、大雨、融雪のたびに傷みます。水は弱いところを突いて侵食します。まさに、蟻の一穴から大規模な崩壊へと繋がります。供用期間中は定期的に点検が行われ、傷んだ箇所は補修されるかと思えます。しかし、簡単には補修できない箇所もあります。例えば地下深く埋設される暗渠排水管が壊れたり詰まったりして機能しなくなった場合や擁壁が壊れて機能しなくなった場合はどのように補修されるのでしょうか。</p> <p>さらに、これらの排水設備は供用期間終了後も機能し続けなければなりません。大規模な盛土の安定を保つために必要不可欠な設備だからです。植栽により自然状態を回復するという説明を聞くことがありますが、全くのナンセンスです。これだけ大規模な谷埋め盛土の安定を植栽により保つことはできません。地山にとって盛土は堆積土砂と同じですから、ガリー（谷状の溝）を形成して少しずつ流出するか、大雨や地震が誘因となって大規模に流出するかです。大規模な谷埋め盛土が少しずつ侵食されていく様子はとても不気味なものです5）。土捨場は、供用期間終了後に撤去されるか、永久に保守される保証がなければなりません。</p> <p>3) 令和3年(2021年)7月1日からの大雨に関する情報 (国土地理院) <a href="https://www.gsi.go.jp/BOUSA1/R3_0701_heavyrain.html">https://www.gsi.go.jp/BOUSA1/R3_0701_heavyrain.html</a></p> <p>4) 国土地理院 傾斜量分布図(雪崩関連) <a href="https://maps.gsi.go.jp/index_m.html#6/38.091337/138.383789/&amp;base=std&amp;base_gravscale=1&amp;Is=std%7Cslopezone1map&amp;blend=1&amp;disp=11&amp;lcd=slopezone1map&amp;vs=c1q1i0h0k0I0u0t0z0r0s0m0f0">https://maps.gsi.go.jp/index_m.html#6/38.091337/138.383789/&amp;base=std&amp;base_gravscale=1&amp;Is=std%7Cslopezone1map&amp;blend=1&amp;disp=11&amp;lcd=slopezone1map&amp;vs=c1q1i0h0k0I0u0t0z0r0s0m0f0</a></p> <p>5) 倒木・えぐれた斜面…海堀正博広島大防災・減災研究センター長「盛り土全体 早く調査を」(中国新聞) (<a href="https://youtu.be/KCkY9j-wkt1?si=fS-rmDainmRpabnz">https://youtu.be/KCkY9j-wkt1?si=fS-rmDainmRpabnz</a>)</p>	

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 13）（4/5）

No.	意見書	事業者の見解
13-3	<p>■原状回復</p> <p>御社は供用期間終了後、どのように原状回復を考えていますか。風車を撤去することは言うまでもありません。土捨場や道路等の付帯設備について林業との共用を考えているのであれば、ゆくゆく付帯設備の維持管理が林業にとって重い負担になると考えます。供用期間終了後に再エネ賦課金等の補助金があるとは思えません。供用期間終了後は誰の責任で、誰の費用負担で補修するのでしょうか。</p>	<p>風車の撤去、付帯設備の原状復旧及び撤去後の維持管理については、地権者様、関係行政機関と協議を行い、安全が確保できるよう検討します。</p>
13-4	<p>■風車後流(wake)</p> <p>風車後流とは、風車後方の気流のことです。一般に風車前方の一定の気流に対して、風車後方では乱流が発生します。風車後方で発生する乱流の視覚的なイメージは、Horns rev 1 offshore wind farm で撮影された写真が有名です。この写真は、海上に発生した霧が風車後方で乱れている様子を見事に捉えています。検索エンジンで horns rev wake をキーワードにして検索すれば見ることができます。当時の気象状況等から発生メカニズムを調査した論文も発表されています 6)。また、風車後流のコンピュータシミュレーションは YouTube で wind turbine wake で検索すれば見ることができます。</p> <p>風車後流に関しては、風下の風車に対して発電量低下や疲労加重の増加をもたらすことから、風車の設置間隔を最適にするための研究が多くなされています。それらの研究によれば、風車間隔は一般に主流方向に 10D、横方向に 3D が望ましいとされています(D:ローター直径)[例えば 7)]。それでは、人間や動物に対する影響はどのようなのでしょうか。乱流が発生するという事は、風車後方では複雑な気圧の変化が存在するはずですが、この方面の研究はまだ十分になされていないようです。本事業の風車のローター直径(D)は 136m です[図 2.2-19]。従って風車から 2km の範囲は風車後流の影響を強く受けると思います。</p> <p>風車から最も近い住居は 1000m です[図 3.2-8]。2km 以内には更に沢山の住居があります。健康被害が起きる可能性があります。準備書では、2km 以内の住居の数が示されていません。100m 単位で 2km までの住居の戸数を掲載してください。</p> <p>風車後流が動物相に与える影響についての知見の蓄積は不十分であり、精度の高いモデルが存在しません。現行の環境影響評価制度では、風車後流が動物相に与える影響を評価していません。この場所に風車を配置すれば、生態系を攪乱する可能性が非常に高いと考えます。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>人が住んでいない建物を含む住居の戸数は、風車からの距離によって次のように分布しています。風車から 1km の範囲には 0 件、1km から 1.5km の範囲には 192 件、1.5km から 2km の範囲には 92 件あります。風車のブレードの風下では、風車による後流の風の乱れが見られますが、気圧の変化によって地上にいる人や動物に健康被害が生じたという報告は確認されていません。新たな知見が得られた際には、必要に応じて対策を検討します。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 13）（5/5）

No.	意見書	事業者の見解
13-4	<p>(前ページの続き)</p> <p>6) "Wind Farm Wake: The Horns Rev Photo Case", Charlotte Bay Hasager, Leif Rasmussen, Alfredo Peña, Leo E. Jensen and Pierre-Elouan Réthoré, <a href="https://www.researchgate.net/publication/236011431-Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case">https://www.researchgate.net/publication/236011431-Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case</a></p> <p>7) 「港湾における風力発電についてー港湾の管理運営との共生のためのマニュアルーver. 1」 平成 24 年 6 月 国土交通省港湾局 環境省地球環境局 <a href="https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf</a></p>	

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 14）

No.	意見書	事業者の見解
14-1	<p>今回の事業計画予定地は、絶滅危惧種 IB のクマタカ 4 つがいます。その内 1 つがいは『風車まで 560m』に営巣木があります！</p> <p>また、予定地はクマの生息地でもあります。しかし調査対象にクマが入っておらず調査そのものの効力不足、説得力不足を感じます。</p> <p>☆クマタカの生息地に風車を建てないでください！</p> <p>☆クマへの影響（昨今のクマが街に降りて来るニュースはクマの生息地に人間が入りすぎ乱開発で生活圏を奪っている事も影響していることは否めないと思います）が心配されるのでこの事業は白紙に戻してください！！</p> <p>※鶴岡の事業でクマタカ 1 羽のバードストライクを起こされている事実をどうお考えでしょうか？</p> <p>過去に起こした現実にはフタをせず良識を持って社会と繋がる様、民度が高い事業を行っていただきたいです。お願い致します。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、可能な限り改変面積、樹林伐採面積を低減するよう設計を行うとともに、関係行政との許認可協議を行い、森林の持つ機能にも配慮して適切に実施します。クマタカについては、影響予測の結果、工事の実施により、繁殖活動への影響が生じる可能性があるため、工事への馴化等の追加的な環境保全措置を講じることにより、影響の低減を図ることから、事業の実施によるクマタカへの影響は小さいと考えます。ただし、繁殖活動への影響、ブレード・タワー等への接近・接触については、予測に不確実性があるため、事後調査を実施します。クマについては、現状を把握した上で、行政や猟友会と相談しながら、対策を検討します。</p> <p>弊社の JRE 鶴岡八森山風力発電所において発見されたクマタカの死骸については、風力発電機に衝突し死亡した蓋然性が高いとの調査結果を受領しており、調査結果を真摯に受け止め、追加的な保全措置を講じております。具体的には、専門家の助言に基づき、クマタカが衝突した風車にはタワーとナセル部に目玉模様を貼付する対策を施し、その後クマタカのバードストライクは確認されていません。今後は、発電所所員による定期点検や巡視等に付随して死骸確認を行い、重要な種のバードストライクが確認されるなど、著しい環境影響が確認された場合は、専門家の助言を踏まえて、追加の保全措置の実施を検討していくこととしています。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 15）

No.	意見書	事業者の見解
15-1	<p>日本がほこる野生動物“クマタカ”の住む森をこわさずそのまま残して頂けますように心よりお願い申し上げます。</p> <p>素晴らしい技術は、森林に風車を立てることではなく、それ以外の方法を目指すことに使って頂きたいです。</p> <p>風車による環境への影響は深刻で、2 度と、森を元に戻すことはできません。世界的に生態形を守ることが大切とされる流れの中で、あまりにも配慮のない計画に、がっかりしています。</p> <p>人の生活、命を守ることに欠かせない、水と空気を生み出す森林を破壊することは、本当に必要でしょうか？</p> <p>立ち止って頂けることを切に求めます。</p>	<p>エネルギーは国民生活や経済活動の基盤となるものであり、今後はデジタルトランスフォーメーション (DX)、生成 AI の普及等により、さらなる電力需要の増加が見込まれています。一方で、技術地球温暖化を抑制する観点から脱炭素電源の拡大及び利活用が必要不可欠とされており、風力発電事業の実施はこれらの解決に資するものであると考えています。</p> <p>事業計画の検討に当たっては、クマタカの配慮として、最新の知見を踏まえ、営巣地からの離隔をとった風力発電機の配置に変更、また、樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめることなど、事業者の実行可能な範囲で影響を回避、低減する計画としています。また、可能な限り改変面積、樹林伐採面積を低減するよう設計を行うとともに、関係行政との許認可協議を行い、適切に事業を実施することで、自然に配慮した再生可能エネルギーの導入促進に努めてまいります。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 16）

No.	意見書	事業者の見解
16-1	<p>野生生物への影響が心配されるので、この事業には反対です。</p> <p>クマタカ生息地に風車を建てないで下さい。</p> <p>放置人工林を利用したバイオマス発電ではダメですか？</p> <p>絶滅してからでは遅いです。</p>	<p>事業計画の検討に当たっては、クマタカの配慮として、最新の知見を踏まえ、営巣中心域内の風力発電機の設置除外等を実施し、事業者の実行可能な範囲で影響を回避、低減する計画としています。</p> <p>必要な電力量を安定的に供給するためには、バイオマス発電も含め、複数の電源を組み合わせ、電源構成を最適化するエネルギーミックスが必要と考えています。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 17）

No.	意見書	事業者の見解
17-1	意見です 冠省 乱筆をお許し下さい。 クマへの影響が懸念される及びクマタカの生息地なのでこの事業には反対です。	本事業の実施に当たっては、可能な限り改変面積、樹林伐採面積を低減するよう設計を行うとともに、関係行政との許認可協議を行い、森林の持つ機能にも配慮して適切に実施します。クマについては、現状を把握した上で、行政や猟友会と相談しながら、対策を検討します。クマタカについては、影響予測の結果、工事の実施により、繁殖活動への影響が生じる可能性があるため、工事への馴化等の追加的な環境保全措置を講じることにより、影響の低減を図ることから、事業の実施によるクマタカへの影響は小さいと考えます。ただし、繁殖活動への影響、ブレード・タワー等への接近・接触については、予測に不確実性があるため、事後調査を実施します。

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 18）

No.	意見書	事業者の見解
18-0	私は大阪府在住で本事業と直接的に関わりは無いかもしれませんが、下記の理由で環境へ多大な悪影響を及ぼすのではないかと危惧しますので意見を提出したいと思います。	以下のとおり、回答します。
18-1	1. 本計画の地域は森林であるため鳥類の生息地なのではありませんか？風車のブレードに衝突することで鳥類が死傷するリスクがあります。特にこの地域は絶滅危惧種のクマタカの生息地であると聞いています。（本計画の要約書 94 ページに記載されている「(5) 動植物の生息地、植生及び生態系の状況」に記載されているので御社の担当者もこの地域が動植物にとって重要な場所であることを認識されているはずです。）	クマタカについては、影響予測の結果、工事の実施により、繁殖活動への影響が生じる可能性があるため、工事への馴化等の追加的な環境保全措置を講じることにより、影響の低減を図ることから、事業の実施によるクマタカへの影響は小さいと考えます。ただし、繁殖活動への影響、ブレード・タワー等への接近・接触については、予測に不確実性があるため、事後調査を実施します。
18-2	2. 風車による低周波音や振動は距離が離れていても住民へ不快感や睡眠障害などの健康への影響が懸念されます。これはおそらく人だけではなく野生動物に対しても同じような影響があるのではないのでしょうか？	動物については、現時点では、国内における風力発電機への動物の忌避行動については知見が少ないため、今後も情報の入手に努めます。
18-3	3. 風車の寿命は約 20～30 年で終了後のブレードの廃棄は環境問題となる恐れがあるのではないのでしょうか？ 以上のような理由から本計画には反対です。	ブレードの廃棄に当たっては、可能な限り再利用、再資源化に努め、廃棄する場合にも法令等に基づき、適切に処分します。

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 19）

No.	意見書	事業者の見解
19-1	<p>私は、この風力発電事業に反対いたします。</p> <p>と言うより、日本全土で計画されているあらゆる風力発電事業に反対です。その理由はいろいろありますが、最も重要だと思うことだけを書きます。</p> <p>風力発電事業を政府が推進する理由は何でしょうか？それは火力発電を再エネ発電に切り替え、脱炭素を図るためです。風力発電がもてはやされる理由は、結局のところその一点に集約されます。</p> <p>ところが、実際には、風力発電は脱炭素にはなりません。まず、その施設の建設のために膨大なエネルギーを消費し、その分だけ空気中にCO2を排出します。またその一定でない出力を補うために揚水発電装置、蓄電池、将来的にはスマートグリッドなどを併用する必要があり、そのためにさらに膨大なエネルギーを消費します。それによるCO2排出は、結局のところ、火力発電によるCO2排出を上回ってしまうのです。</p> <p>風力発電のコストは、火力発電のそれよりも高いですね。なぜコストが高いのか？それは風力発電が火力発電より効率において劣るからです。効率が悪く、コスト高になる——それは工業技術として致命的な欠陥ではありませんか？将来、風力発電のコストが火力発電を下回る時が来るとしたら、それはそこで初めて風力発電が脱炭素に貢献することを意味します。でも、出力が一定せず、そのためにさまざまな装置を併用せざるを得ない風力発電が火力発電より低コストになることは考えられません。風力発電による脱炭素は、絵に描いた餅なのです。</p>	<p>「第7次エネルギー基本計画」（令和7年2月）では、調整力の脱炭素化及びこれらの確保に伴う社会全体での統合コストの最小化を図るため、揚水発電や蓄電池の活用など調整力の確保、再生可能エネルギーの地域活用等を図ることが必要とされており、これらの取組を推進することにより、調整力の脱炭素化及び統合コストの抑制にも寄与すると考えております。また、経済産業省による2023年の電源別発電コストの試算の結果、発電設備を新設・運転した際のコストは火力発電（石炭専焼）が24.8円/kWhに対し、陸上風力発電は16.3円/kWhであり、火力発電と比較しても低コストとなっています。ただし、弊社としては、再生可能エネルギーの導入量増加に伴う統合コストの増加を抑制するための取組として、再生可能エネルギー発電所への蓄電池の併設等に取り組んでおります。</p> <p>出典：「資料1 発電コスト検証に関するとりまとめ」（令和7年2月6日、経済産業省 資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会 発電コスト検証ワーキンググループ）</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 20）

No.	意見書	事業者の見解
20-1	<p>&lt;意見&gt;・ここでの風力発電事業をやめて下さい</p> <p>・対象事業実施区及びその周囲の自然林、自然草原、特定植物群落、保安林、鳥獣保護区、特別保護区、生物多様性保全上重要な里地里山、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性重要地域（KBA）の場所は一切改変しないで下さい。</p> <p>&lt;理由&gt;貴重な自然が破壊されたら、山は保水力を失くし、乾燥が進み、大雨での災害をまねく危険性が高くなります。そして、生息する野性動物は生き場を失います。</p> <p>クマの生息地でもあります、クマについての調査もなされていないようですので、調査して下さい。そしてやはり重要なのは、予定地に絶滅危惧種 IB のクマタカのつがい4つもいるということです。クマタカの生息地に風車を建てないで下さい！！</p> <p>どうか本当にやめて下さい。よろしくお願いいたします。</p>	<p>対象事業実施区域では、土砂流出防備保安林、干害防備保安林、水源涵養保安林が存在しますが、秋田県など、関係行政との許認可協議を行い、適切に事業を実施することで、自然に配慮した再生可能エネルギーの導入促進に努めます。クマについては、現地調査の結果、ツキノワグマを確認しております。クマタカについては、影響予測の結果、工事の実施により、繁殖活動への影響が生じる可能性があるため、工事への馴化等の追加的な環境保全措置を講じることにより、影響の低減を図ることから、事業の実施によるクマタカへの影響は小さいと考えます。ただし、繁殖活動への影響、ブレード・タワー等への接近・接触については、予測に不確実性があるため、事後調査を実施します。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 21）

No.	意見書	事業者の見解
21-1	<p>風力発電事業がなされる場所の環境評価、もっと、しっかりと調査がなされる事を望みます。</p> <p>特に絶滅危惧種であるクマタカの生息地であることは御存知なのではないでしょうか？！</p> <p>又、近年問題になっている、クマの調査はされていない様子。この事業で山に住みづらくなったクマが人の住むエリアに出没してくる可能性は考えられないのでしょうか？！</p> <p>クマへの影響が心配されますし、クマタカの生息地になるこの土地への事業には反対です。風車は建てないで下さい。</p>	<p>クマタカについては、影響予測の結果、工事の実施により、繁殖活動への影響が生じる可能性があるため、工事への馴化等の追加的な環境保全措置を講じることにより、影響の低減を図ることから、事業の実施によるクマタカへの影響は小さいと考えます。ただし、繁殖活動への影響、ブレード・タワー等への接近・接触については、予測に不確実性があるため、事後調査を実施します。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解 (意見書 22)

No.	意見書	事業者の見解
22-0	<p>貴社の計画する(仮称)三種五城目風力発電事業に対して、下記の2つの理由から現時点での事業の中止を求めます。</p>	<p>以下のとおり、回答します。</p>
22-1	<p><b>・鳥類の衝突確率の見積もりに対する疑義</b></p> <p>風車による鳥類のバードストライクの予測モデルを示し、その結果衝突確率は非常に小さいので、影響は少ないと強引に結論付けていますが、予測モデルには以下の2つに代表される致命的な欠陥があり、これをもって鳥類への影響は少ないということではできません。</p> <p>①現行の衝突リスク予測モデルでは、希少鳥類の出現頻度がもともと低いために、モデル上の衝突数が過小評価される傾向があります。その結果衝突確率は、通常種は大きめに、希少種は小さく出ますので、これをもって衝突リスクが少ないので影響はない、というのは科学的ではありません。</p> <p>②また、希少種は母数となる生息個体数が大幅に減少し絶滅に瀕しているから希少種なわけです。したがって、1件の衝突死が種全体の生息数に影響する度合いが桁違いに大きいと考えられます。これを通常種と同じ土俵で計算して、希少種への影響はこんなに少ないと主張するのは、到底受け入れられるものではありません。</p> <p>これでは、事業を成立するために都合のよい環境影響評価をしていると言われても文句が言えないと思います。</p> <p>御社の生息調査の結果を見ても、クマタカやイヌワシの生息や繁殖が計画地の間近に確認されています。イヌワシ、クマタカがこのような高頻度で観察されている場所は全国的に見てもとても珍しく、ここは風車建設をしてはならないところです。即座に事業中止してください。</p>	<p>衝突確率については、最新の知見を踏まえ、各予測モデルのメリット・デメリットを考慮し、複数の予測モデルを採用して解析を行い、専門家にも確認の上、予測評価を行いました。また、環境保全措置として、風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクの低減、回避、抑制対策を講じることで、事業による影響は小さいと考えます。ただし、予測の不確実性があるため、事後調査を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
22-2	<p><b>・風力発電の有効性に関する疑義</b></p> <p>風力発電の運用コストが高騰して、欧州を中心に採算割れで撤退する案件が増えています。コストの上昇は今後も止まらないと考えられ、建設コストや発電効率の向上も期待できないなかで風力発電事業を継続することはとてもリスクが高いことです。三菱商事グループが洋上風力から撤退したことも、単に見積もりが甘かったということだけでなく、世界情勢を見て再エネが曲がり角に差し掛かったと理解した結果、早期の損切りをしたものと思われます、このまま再エネ事業を続けていると絶対ババを引くこととなります。御社も、今すぐ再エネから撤退したほうが経営面からも良いと思います。</p> <p>再エネ事業は、世界中で補助金を大最に投入して無理やり進めてきましたが、作れば作るほどバックアップのための火力発電の空焚きが増えて、トータルコストが下がらず、見かけ上の再エネ比率が増えても脱炭素に何ら寄与しないことに多くの人々が気付き始めています。このままの世界情勢が続けば、早晚日本政府も、エネルギー政策を大きく方向変換するのは間違いないと私は思っています。御社も早期の損切りを検討した方が良いと思います。</p>	<p>再生可能エネルギーについては、我が国のエネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、エネルギー政策の基本的視点(S+3E)※に基づき、主力電源化を目指して導入を推進していく必要があると考えております。ENEOSグループとしても、我が国のエネルギー政策に照らし、引き続き、再生可能エネルギー事業の推進に取り組んでいくこととしております。</p> <p>※安全性(Safety)を大前提として、安定供給(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同時に実現する考え方</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 23）（1/2）

No.	意見書	事業者の見解
23-0	<p>貴社の計画する（仮称）三種五城目風力発電事業に対して、下記の理由から現時点で事業の中止を求めます。</p>	<p>以下のとおり、回答します。</p>
23-1	<p>・貴社の調査により、対象事業実施区域近辺には絶滅危惧 IB のクマタカが 4 つがいていることがわかりました。クマタカは繁殖率の低さから絶滅が心配されている鳥であり、その生息環境は手つかずのまま保全されるべきです。</p> <p>貴社は準備書の予測でクマタカへの影響は少ないとして事業を継続する意志を示していますが、現実には貴社の運営する JRE 鶴岡八森山風力発電所において、2023 年 6 月にクマタカの衝突事故が起きています。この風力発電施設においても周辺にクマタカ 5 つがいがいましたが、貴社は環境影響準備書において、「つがい毎に影響を予測した結果、営巣に適した環境はクマタカの各つがいの高利用域内に広く残されること、餌の資源量は工事の実施及び施設の存在による影響が小さいと予測されることから、工事の実施及び施設の存在によるクマタカの生息に対する影響は小さいと予測する。」という本事業と酷似した予測評価を出していました。貴社の予測は外れ、稼働後にクマタカの衝突事故という最悪な結果を出してしまいましたが、その不幸な事件の教訓が全く反映されず、本事業の準備書でも影響は少ないという予測評価を出しています。風車が稼働すればクマタカの衝突死は高い確率で発生することが貴社の事業で証明されたわけであり、クマタカ 4 つがいの営巣が認められた時点で貴社はこの事業を撤回すべきです。</p>	<p>衝突確率については、最新の知見を踏まえ、各予測モデルのメリット・デメリットを考慮し、複数の予測モデルを採用して解析を行い、専門家にも確認の上、予測評価を行いました。また、環境保全措置として、風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクの低減、回避、抑制対策を講じることで、事業による影響は小さいと考えます。ただし、予測の不確実性があるため、事後調査を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
23-2	<p>・風力発電は鳥類・コウモリ類の他に昆虫にも影響を与えることが近年の研究で分かっています。ドイツでは年間約 1,200 トンの飛翔性の昆虫が衝突し死亡するという推定がなされ、これは、温暖な季節では 1 日あたり数 10 億匹に相当する (Trieb, Gerz &amp; Geiger, 2018) とされています。昆虫は風力発電機の発生する熱に引き寄せられるほか、風力発電に最も多く施されている白い塗装が紫外線を反射し、昆虫を引き寄せることが確認されました (Crawford et al., 2023 年 8 月 Insects are Attracted to White Wind Turbine Bases: Evidence from Turbine Mimics)。</p> <p>昆虫が衝突により個体数が減少すればそれをエサとする鳥類やコウモリ類の採餌環境も悪化します。また、風力発電に昆虫が誘引されることは、それを追う鳥類やコウモリ類も風車に衝突する機会が増大することを意味します。生態系に対する風力発電の影響は従来考えられていた以上に大きい可能性が高いです。</p>	<p>本事業において実施した現地調査の結果を踏まえ、樹木の伐採や土地の改変を最小限にとどめること、ライトアップの不採用によりコウモリ類の餌動物の誘因を低減すること等の環境保全措置を講じることとしたうえで、コウモリ類への影響は小さいと予測し、その結果を準備書の第 10 章に記載しました。</p> <p>一方で、ブレード・タワー等への接近・接触については、予測の不確実性の程度が大きいと考えられることから、予測結果を検証するため、事後調査を実施する計画としています。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 23）（2/2）

No.	意見書	事業者の見解
23-3	<p>・環境保全策として、ブレードへの目玉貼り付けを挙げていますが、霧などで風車が隠れた場合には効果がありません。特に尾根の上は霧が出やすく、衝突の可能性が高いです。</p>	<p>ブレード等への目玉貼付け等については、一定の低減効果が認められる対策でもあると専門家からの助言もあるため、本事業にも適用することとしました。</p>
23-4	<p>・環境保全策として夜のライトアップを行わないとしていますが、航空障害灯だけではブレードの先端まで見えないだけでなく、強い光のためにかえって周囲が見えなくなる現象のため、ガン・カモ・ハクチョウ類や小鳥類など夜渡る渡り鳥が風車を視認できず衝突する可能性があります。これらの鳥は群で移動するため、大きな被害が懸念されます。</p> <p>秋田県内には既に多くの風力発電施設があり、各地でバードストライク・バットストライクが発生しています。これ以上秋田県の里山環境を開発し、殺傷能力の高い風車を設置するべきではありません。事業は撤回してください。</p>	<p>本事業では、稜線上に設置される風力発電機による影響検討のため、稜線上を通過する渡り鳥や小鳥類等の主要な経路と頻度を重点的に調査を行い、予測評価を行った結果、影響は小さいと考えております。また、ブレード・タワー等への接近・接触については、環境保全措置として、風力発電機のブレードやタワーとの衝突リスクの低減、回避、抑制対策を講じることで、事業による影響は小さいと考えます。ただし、予測の不確実性があるため、事後調査を行い、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家等の指導及び助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 24）

No.	意見書	事業者の見解
24-1	<p>この場所は多くの鳥類が生息しており、中にはクマタカもいます。準備書では影響が少ないと結論づけておりましたが、バードストライクや餌場の減少など決して影響は少なくありません。</p> <p>又、森林を伐採すれば鳥類だけでなく、哺乳類や昆虫などにも影響が出ます。</p> <p>雨が降ると土壌の流出も進み、昨今の温暖化による豪雨災害も懸念されます。</p> <p>リスクが大きく、風車による電力量に見合った効果はないと思います。</p>	<p>事業による影響につきましては、最新の予測手法に基づき専門家とも相談の上、影響予測を行いました。その結果、環境保全措置を講じることで、事業による影響は小さいと考えます。しかしながら、コウモリ類や鳥類の重要な種に対するブレード・タワー等への接近・接触については、予測の不確実性が高いと考えられます。そのため、事後調査を実施し、環境影響が著しいことが明らかになった場合には、専門家の指導や助言を受けながら、必要に応じて適切な措置を講じます。</p> <p>事業計画については、今後の環境影響評価手続きの審査を踏まえ、影響の低減について検討し、住民の皆さまのご理解を得ながら事業を進めていく方針です。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 25）

No.	意見書	事業者の見解
25-1	<p>山形県鶴岡市の貴社の風力発電所近くで、すでにバードストライクによるものと思われるクマタカの死骸が発見されています。</p> <p>今回の準備書の対象地でもクマタカの営巣が認められます。</p> <p>クマタカの生息地に風車を建てないで下さい。</p> <p>また、哺乳類の調査としてクマ類の調査が行われておらず、クマへの影響も懸念されるところから、この事業には反対です。</p>	<p>クマタカについては、影響予測の結果、工事の実施により、繁殖活動への影響が生じる可能性があるため、工事への馴化等の追加的な環境保全措置を講じることにより、影響の低減を図ることから、事業の実施によるクマタカへの影響は小さいと考えます。ただし、繁殖活動への影響、ブレード・タワー等への接近・接触については、予測に不確実性があるため、事後調査を実施します。</p> <p>哺乳類調査はクマも含めたすべての種を対象に実施しており、ツキノワグマの痕跡等も（複数）確認しております。</p> <p>クマを始めとする森林性の動物に対しては、改変区域を最小限にすること等により、生息環境の減少・消失の影響が小さくなるよう事業計画を検討いたしました。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 26）

No.	意見書	事業者の見解
26-1	<p>一度崩した生態系を戻すにはどれだけの年月が必要となるでしょうか。環境破壊への影響は少ないと報告されているようですがその影響は、10年、20年、50年後、未来の私たちに必ずや悪影響を及ぼすことになるでしょう。今すぐ犠牲になるのは住人である動植物たち。一巡して未来に犠牲になるのは私たち人間です。</p> <p>いつときの利益の為にこの環境を破壊することは反対です。</p> <p>計画について反対します。</p>	<p>事業による影響につきましては、最新の予測手法に基づき専門家とも相談の上、影響予測を行いました。その結果、環境保全措置を講じることで、事業による影響は小さいと考えます。</p> <p>事業計画については、今後の環境影響評価手続きの審査を踏まえ、影響の低減について検討し、住民の皆さまのご理解を得ながら事業を進めていく方針です。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解 (意見書 27)

No.	意見書	事業者の見解
27-1	<p>人家とあまりにも近すぎる計画ではないでしょうか？特に三種町地域では、風車と民家のキョリが1~1.5kmの場所があり、超低周波の健康被害が強く懸念されます。まさに由利本荘市ではそうした風車と近接してお住いの方々が風車病に悩まされている市民の方々がいます。欧州では超低周波音の被害が15kmにも及んだとの報告や20km以上人家から離すなどの規制があります。</p> <p>また新屋浜での風車飛散による死亡事故の教訓を重く受け止めるべきです。今年秋田で起きたばかりのこの死亡事故を御社はどのように受け止めておられるのでしょうか。住民の安全確保のため計画の中止・再検討が必要だと思います。</p>	<p>超低周波音について、本環境影響評価において実施した調査、予測及び評価の結果、G特性音圧レベルではすべての地点で超低周波音の心理的・生理的影響の評価レベル (ISO-7169) の100デシベルを十分下回る結果でした。「建具のがたつきが始まるレベル」との比較では、すべての地点、周波数で下回り、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較では、すべての地点、周波数で「よくわかる。不快な感じがしない。」レベルを下回っており、超低周波音が原因で健康被害が生じるようなことはないと考えております。</p> <p>また、風力発電機の破損事故防止のため、ブレードの点検・補修に関する自主ガイドライン (日本風力発電協会) 等を参考に、風力発電機メーカー等の関係者と運転及びメンテナンス等を計画し適切に実施する方針です。</p>
27-2	<p>次に、野生動物への影響のことで。特にクマは県内出没が相次いでおり、クマとの人身事故や農作物被害がある中で、さらに本計画のような山での巨大風車建設によって生息地・エサ資源をうばわれたクマが人里へ下り、人身事故のリスクを高めることとなります。またクマタカ生息地でもあります。こうした動物たちは人家よりもさらに至近キョリで超低周波にさらされます。</p>	<p>動物の行動範囲等は果実類の豊凶や気象条件等によっても変化するため、風力発電機の設置による影響と判断することは難しいですが、本事業による影響が生じることが明らかになった場合には、専門家等からの助言を得ながら対策を検討します。また、国内における風力発電機への動物の忌避行動については知見が少ないため、今後も情報の入手に努めながら、必要に応じて対応を検討する方針です。</p>
27-3	<p>準備書はなぜ印刷もコピーもダウンロードできないのでしょうか。市民が情報を知るために必須であると思います。意見を書くためにも。地域の理解・納得を得るうえでしんしに地元の声・懸念に寄り添い向き合う姿勢なのか大変疑問です。</p> <p>以上の点からこの計画の撤回を求めます。これ以上秋田県の自然や人の健康をいためないでほしいです。どうかよろしくお願いいたします。</p>	<p>アセス図書には開発に関する重要な情報が含まれており、他者による調査内容の盗用や不正な利用、また、第三者による悪用のおそれがあるため、環境影響評価図書の印刷・コピーが可能な状態にはしておりません。ただし、準備書に関しては、法に基づく縦覧期間終了後においても、縦覧期間終了後の1年間、または評価書の縦覧開始日の前日までのいずれか早い日まで継続して公表することとしており、引き続き、地域の理解・納得を得つつ、適切に事業を進めていく所存です。</p>

住民意見の概要及び事業者の見解（意見書 28）

No.	意見書	事業者の見解
28-1	<p>今回の風力発電事業予定地の近くには、クマタカが生息していると聞きました。クマタカがいる森は、そのエサになる小動物や昆虫、それらを育む多様な植物がある豊かな森です。計画を見ると森や山の中に風力発電を建てるようですが、その建設のための道路や、土台固めのため、かなりの木を伐りひらくと思います。生態系へのダメージをもつと住民と一緒に考えて頂きたいです。森がなくなると水や土砂の流出も影響してきます。水害の多い五城目町なので慎重に広い長い目で見ることが大切だと思います。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、可能な限り改変面積、樹林伐採面積を低減するよう設計を行うとともに、関係行政との許認可協議を行い、森林の持つ機能にも配慮して適切に実施します。</p> <p>クマタカについては、影響予測の結果、工事の実施により、繁殖活動への影響が生じる可能性があるため、工事への馴化等の追加的な環境保全措置を講じることにより、影響の低減を図ることから、事業の実施によるクマタカへの影響は小さいと考えます。ただし、繁殖活動への影響、ブレード・タワー等への接近・接触については、予測に不確実性があるため、事後調査を実施します。</p>

別紙

日刊新聞紙等による公告

秋田魁新報 (令和7年7月17日(木)朝刊4面)

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき、「(仮称)三種五城目風力発電事業 環境影響評価準備書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 ENEOSリニアアール・エナジー株式会社

代表者の氏名 代表取締役 竹内 一弘

事業者の所在地 東京都港区麻布台一丁目三番一号  
麻布台ヒルズ森JPタワー四十五階

二、対象事業の名称 (仮称)三種五城目風力発電事業

種類 風力(陸上)

規模 発電設備出力  
最大五万四千六百キロワット

三、対象事業実施区域 秋田県山本郡三種町、秋田県南秋田郡五城目町

四、関係地域の範囲 秋田県山本郡三種町、秋田県南秋田郡五城目町

五、縦覧の場所 秋田県生活環境部環境管理課、三種町役場町民生活課、三種町琴丘支所、五城目町役場住民生活課、五城目町役場内川地区公民館(すれも開庁・開館時のみ)  
電子縦覧 <https://www.eneos-te.com/news/>  
期間 令和七年七月十七日(木)から  
令和七年八月十七日(日)まで  
インターネットによる縦覧は縦覧期間終了後から一年間、または評価書の縦覧開始日の前日までのいずれか早い日まで

六、意見書の提出 本環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をもちたい方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入の上、縦覧場所に控え付けの意見書箱へご投函頂くか、事業者のホームページから意見書様式をダウンロードし、令和七年九月一日(月)までに「八、問い合わせ先」へご郵送ください(当日消印有効)

七、説明会の場所および日時 内川地区公民館三階  
五城目町内川湯ノ又苗代沢九三二一  
令和七年七月二十七日(日) 十時から十二時  
旧上吉川小学校/三種町上吉川柏木代四十  
令和七年七月二十七日(日) 十五時から十七時

八、問い合わせ先 一〇六一〇〇四一 東京都港区麻布台一丁目三番一号  
麻布台ヒルズ森JPタワー四十五階  
ENEOSリニアアール・エナジー株式会社  
事業開発第一本部 開発部 第二チーム宛

北羽新報 (令和7年7月17日(木)朝刊2面)

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき、「(仮称)三種五城目風力発電事業 環境影響評価準備書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 ENEOSリニアアール・エナジー株式会社

代表者の氏名 代表取締役 竹内 一弘

事業者の所在地 東京都港区麻布台一丁目三番一号  
麻布台ヒルズ森JPタワー四十五階

二、対象事業の名称 (仮称)三種五城目風力発電事業

種類 風力(陸上)

規模 発電設備出力  
最大五万四千六百キロワット

三、対象事業実施区域 秋田県山本郡三種町、秋田県南秋田郡五城目町

四、関係地域の範囲 秋田県山本郡三種町、秋田県南秋田郡五城目町

五、縦覧の場所 秋田県生活環境部環境管理課、三種町役場町民生活課、三種町琴丘支所、五城目町役場住民生活課、五城目町役場内川地区公民館(すれも開庁・開館時のみ)  
電子縦覧 <https://www.eneos-te.com/news/>  
期間 令和七年七月十七日(木)から  
令和七年八月十七日(日)まで  
インターネットによる縦覧は縦覧期間終了後から一年間、または評価書の縦覧開始日の前日までのいずれか早い日まで

六、意見書の提出 本環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をもちたい方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入の上、縦覧場所に控え付けの意見書箱へご投函頂くか、事業者のホームページから意見書様式をダウンロードし、令和七年九月一日(月)までに「八、問い合わせ先」へご郵送ください(当日消印有効)

七、説明会の場所および日時 内川地区公民館三階  
五城目町内川湯ノ又苗代沢九三二一  
令和七年七月二十七日(日) 十時から十二時  
旧上吉川小学校/三種町上吉川柏木代四十  
令和七年七月二十七日(日) 十五時から十七時

八、問い合わせ先 一〇六一〇〇四一 東京都港区麻布台一丁目三番一号  
麻布台ヒルズ森JPタワー四十五階  
ENEOSリニアアール・エナジー株式会社  
事業開発第一本部 開発部 第二チーム宛

広報によるお知らせ

広報ごじょうめ (令和7年7月号 17ページ)

# INFORMATION

知ってて便利 町からのお知らせ

**人権擁護委員が  
困りごと相談に応じます**

- 人権困りごとなんでも相談室
- ▷ 日時 7月17日(休) 午後3時～午後5時
- ▷ 会場 朝市ふれあい館 会議室
- ☎ 町総務課 (☎852・5332)

**募 8020(ハチマルニイマル)  
いい歯の表彰募集**

- ▷ 対象者
- ① 秋田県内に住所がある方
- ② 20本以上自分の歯(入れ歯やインプラントを除く)がある方
- ③ 令和7年4月1日時点で、満80歳以上(昭和20年4月1日生まれの方まで)でこれまでに表彰を受けていない方
- ④ 協力歯科医療機関から推薦された方
- ※過去に推薦・表彰された方を除く
- ▷ 募集期限 10月10日(休)
- ※協力歯科医療機関で認定審査を受けていただきます。詳細は、以下へお問い合わせください。
- ※対象者には年度内に認定証を交付します。
- ☎ 泉歯科医師会 (☎865・8020)
- ☎ 泉健康づくり推進課 (☎860・1426)

**募 第30回国保杯  
全町グラウンドゴルフ大会**

- ▷ 日時 7月20日(日) 午前9時～
- ▷ 会場 釜館運動公園芝生広場
- ▷ 参加資格 五城目町民
- ▷ 表彰 1位から10位まで賞品を授与(男性の部、女性の部)。その他、ホールインワン賞、抽選でのラッキー賞あり。
- ▷ 申込期限 7月10日(休)
- ☎ 町グラウンドゴルフ協会三役または、伊藤昇 (☎090・2369・3906)

**排水設備工事責任技術者  
資格認定試験を実施します**

- ▷ 申し込み 7月7日(月)～22日(休)
- 受付期間 (土日祝日を除く)
- 申込方法 町建設課または下水道協会のホームページ(QRコード)から様式を入手し、お申し込みください。
- ▷ 講習会
- 日時 9月25日(休) 午前9時30分～午後3時30分
- 会場 町役場3階会議室
- 受講・受験料 6,000円(テキスト別)
- ※テキスト(日本下水道協会発行「排水設備工事責任技術者講習用テキスト」)は各自でご準備ください
- ▷ 試験
- 日時 10月31日(金) 午前10時～正午
- 会場 秋田県JAビル
- ※受講・受験料は、8月中旬頃に送付します
- ☎ 町建設課 (☎852・5263)
- ☎ 下水道協会事務局 (☎864・1427)

**募 第2回伝統料理講習会  
参加者募集!**

- ▷ 日時 8月3日(日) 午前9時30分～
- ▷ 会場 朝市ふれあい館
- ▷ 内容 なすの漬物
- ▷ 講師 町農村生活研究グループ連絡会
- ▷ 募集期間 7月7日(月)～14日(日)
- ▷ 定員 10人
- ▷ 材料費 800円
- ▷ 持ち物 エプロン、三角巾、マスク
- ☎ 町農林振興課 (☎852・5215)

**環境と文化のむら  
体験教室のご案内**

- 夏休み工作教室  
～森の素材で作品を作ろう!～
- ▷ 日時 8月3日(日) 午前10時～正午
- ▷ 会場 環境と文化のむら(野鳥の森)
- ▷ 参加費 無料
- ▷ 定員 30人
- ※開催日1か月前の午前9時から参加申し込みを受け付けます。
- ☎ 環境と文化のむら (☎852・2202)

**風力発電事業に係る  
環境影響評価準備書を縦覧します**

「(仮称)三種五城目風力発電事業環境影響評価準備書」の縦覧を行います。

- ▷ 縦覧期間 7月17日(休)～8月17日(日)
- ▷ 縦覧場所 町住民生活課、内川地区公民館
- ▷ 意見書受付期間は9月1日(月)まで
- 右のQRコードから電子縦覧ができます
- ▷ 縦覧会を実施します
- ▷ 日時 7月27日(日) 午前10時～正午
- ▷ 会場 内川地区公民館 3階
- ☎ ENEOSリニューアブル・エナジー 担当 神山・今田 (☎03・6455・4900)

**募 町内対抗モルック大会  
七夕決戦を開催!**

モルックはフィンランド発祥で、斜めに切ったピンを30発ほどの丸棒で倒す競技です。

- ▷ 日時 7月6日(日) 午前9時～
- ▷ 会場 広域五城目体育館 第2体育室

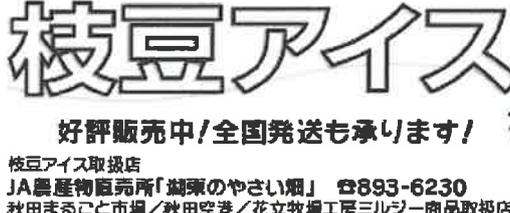
枝豆は「あきた香り五葉」のみを使用  
つぶつぶ食感が楽しい!

JAあきた湖東とジャージーミルク牧場との共同開発

## 枝豆アイス

好評販売中! 全国発送も承ります!

枝豆アイス取扱店  
JA農産物販売所「湖東のやさい畑」 ☎893-6230  
秋田まるごと市場/秋田空港/花立牧場工房3階リジー商品取扱店


### 風力発電事業環境影響評価準備書の縦覧

〔仮称〕三種五城目風力発電事業 環境影響評価準備書〕の縦覧を次のとおり行います。

- 縦覧図書
- (仮称)三種五城目風力発電事業 環境影響評価準備書
- 対象事業実施区域
- 三種町、五城目町
- 縦覧場所
- 町民生活課、琴丘地域拠点センター
- 電子縦覧 (QRコード参照)

縦覧期間 7月17日～8月17日 (開庁・閉館時のみ)

意見書の提出期限 9月1日

説明会日時・場所 7月27日 15時～17時 旧上岩川小学校

◆事業者・問い合わせ先  
ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社  
東京都港区麻布台1-3-1  
麻布台ビルズ 森JPタワー45階  
☎03-6455-4900



### 無人ヘリによる一斉防除のお知らせ

早朝からの作業により騒音等でご迷惑をおかけしますが、大切な農作業ですのみなさんのご理解とご協力をお願いします。なお、散布期間と時間は天候等により変更する場合があります。

水稲

回数	地域	防除期間	防除対象
1回目	琴丘地域	7月17日～25日	いもち病、もんがれ病
	山本地域	7月20日～25日	いもち病、カメムシ類
	八竜地域	7月18日～26日	いもち病、カメムシ類
2回目	山本地域	8月4日～10日	いもち病、カメムシ類
	八竜地域	8月3日～10日	いもち病、カメムシ類
3回目	山本地域	8月11日～24日	いもち病、カメムシ類
	八竜地域	8月16日～25日	いもち病、カメムシ類
	八竜地域	8月15日～23日	いもち病、カメムシ類

◆大豆

回数	地域	防除期間	防除対象
1回目	山本地域	8月25日	病斑病、マメシクイガ
2回目	八竜地域	8月24日	マメシクイガ
2回目	八竜地域	9月3日	マメシクイガ

◆散布業者

- 三種町農業公社 ☎85-3188
- 〔琴丘地域〕 児玉信長商店 ☎87-3211
- 波一商店 ☎87-2080
- 〔山本地域〕 志戸橋ファーム ☎83-3996
- 島清商店 ☎83-2220
- 〔八竜地域〕 ドラゴンスカイエア ☎85-2850
- 株式会社荒谷 ☎85-2790
- 松森グリーンハウス ☎74-5420

● 塗装(自動車)等に対する危害防止対策  
自動車は車庫に入れるかポリカバーを掛け、薬剤がからないようにしてください。ポリカバーが必要な方は、農林課へお越しください。  
● 薬剤がかかった場合は、すぐに水洗いしてください。  
● 人体に対する危害防止対策  
気象状況により薬剤が飛散する恐れがありますので、散布中は窓を閉め、洗濯物は屋内に入れてください。また、危険ですので無人ヘリには近づかないようにしてください。

◆問い合わせ先  
三種町病害虫防除協議会  
☎85-4826

他の姿を見てくれ  
誰も俺の存在には気づかないが  
今日も俺はじっと頑張っている。そう、俺は「境界」。

行き交う人々の姿を見ながら、人様の権利をしっかりと見守る  
曇る雨が降かるうが、与えられたポジションから  
「絶対に離れない」と。【決して動かない】こと。  
それが俺の使命。

境界抗は近隣との「和」の証

土地家屋調査士  
コニシ登記測量事務所  
7D16-0692 郡山 郡山代官町 郡山ビル415号101 電話 0165-74-3022 FAX 0165-74-3023

誠に勝手ですが…お宅の羽毛ふとんが心配です!!

汗・臭い・ダニ・カビ・汚れもスッキリ丸洗い  
ふとん・毛布・シュタン・カーテン 抗菌健康クリーニング

**カネコクリーニング**

三種町浜田字上浜田236-1 TEL・FAX 85-3578

三重県27市町村、GEO-1加盟店で必ず HP カネコクリーニング

LINE、facebook に友だち追加しておトクをgetしてね ☺

# インターネットによる「お知らせ」 (ENEOS リニューアル・エナジー株式会社 ホームページ)

2025年7月17日

## 「(仮称) 三種五城目風力発電事業 環境影響評価準備書」の編出及び掲載のお知らせ

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 三種五城目風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)を作成し、令和7年7月16日付で環境影響評価法に基づき、関係機関等に提出いたしました。

- 準備書の概要について
- 住民説明会
- 意見書の提出について
- お問い合わせ先

### 準備書の掲載について

#### 公開場所

公開場所	施設名	公開期間
秋田県生活圏局環境管理課		
三種町候補町民生活館		
三種町琴丘支所		いずれも朝9時～16時頃まで
五城目町役場住民生活課		
五城目町役場内川地区公民館		

#### 掲載期間

2025年7月17日(木)～2025年8月17日(日)  
 掲載場所の休館日・休館日を除く

#### インターネットによる掲載

準備書の閲覧期間は2025年8月17日(日)までですが、インターネットによる閲覧は環境影響評価法から1年間、または関係機関の所在地の発着日よりいづれも長い日まで閲覧することができます。印刷及びダウンロードはできません。

※ブラウザは、Chrome、Edge、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂上、再確認ください。  
 ※Internet Explorer は対象外です。

※令和6年4月1日をもって商号(社名)がENEOSリニューアル・エナジー株式会社に変更となりました。

#### 目次

第1章 準備書の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地	1/20
第2章 対象事業の種別及び内容	2/20
第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況	3/20
第4章 計画時期等経過事項ごとの調査、予測及び評価の概要	4/20
第5章 関係者に対する環境影響大綱の意見及び事業者の見解	5/20
第6章 方眼書についての意見と事業者の見解	6/20
第7章 方眼書に対する環境影響大綱の概要	7/20
第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	8/20
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての環境影響大綱の概要	9/20
第10章 環境影響評価の概要	10/20
第11章 環境影響評価を要した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地	11/20
第12章 その他関係法令で定める事項	12/20
添付編	13/20
索引編	14/20

## 住民説明会

開催場所	日時
内川地区公民館3階 五城目町内川瀬ノ又新代R93-1	2025年7月27日（日） 10時から12時
旧上岩川小学校 三穂町上岩川柏木540	2025年7月27日（日） 15時から17時

## 意見書の提出について

道幅書について環境の保全の観点からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

- (1) 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和7年9月1日（月）まで）
- (2) 下記の宛先に郵送（令和7年9月1日（月）当日消印有効）

〒106-0041 東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ森JPタワー45階  
ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社  
事業開発第1本部 開発部 第2チーム宛

意見書用紙



## お問い合わせ先

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社  
事業開発第1本部 開発部 第2チーム  
担当 神山(かみやま)・今田(いまだ)  
電話 03-6455-9000 (代表)  
(土・日・祝日・年末年始を除く、午前9時～午後5時まで)





(五城目町 ホームページ)

五城目町 ホームページ

【環境影響評価準備書】の取組と事業説明会を行います

**事業概要**

- 事業名  
仮称) 三種五城目風力発電事業
- 事業概要  
五城目町と三種町において、最大出力4、600キロワットの風力発電機を設置する事業です

**【環境影響評価準備書】の取組**

- 期間  
令和7年7月17日(日)～令和7年8月17日(日)
- 場所  
1.五城目町役場(民生生活課)【五城目町五城目1丁目1-1】  
2.西川地区公民館(五城目町四丁目1番1号)【五城目町四丁目1-1】  
3.三種町役場(民生生活課)【三種町三城目1丁目1-1】  
4.三種町役場(民生生活課)【三種町三城目2丁目1-1】  
5.三種町役場(民生生活課)【三種町三城目3丁目1-1】

●こちらから「電子版」も閲覧できます。

**事業説明会**

- 五城目町側  
・日時 令和7年7月27日(日) 午前10時～12時  
・会場 西川地区公民館 3階
- 三種町側  
・日時 令和7年7月27日(日) 午後3時～午後5時  
・会場 旧とてつ小学校(三種町上五城目1番1号)

**意見書の提出**

環境影響評価準備書に関してご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・ご意見(意見の理由を含む)をご記入の上、縦書きで意見書にご記入くださるか、「ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社(民生生活課)」のホームページから意見書様式をダウンロードし、令和7年9月1日(月)までに以下のお問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

**お問い合わせ先**

ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社  
 ・住所 〒106-0041 東京都港区赤坂1丁目3番1号 赤坂ビル2階JPTOWER 45階  
 ・電話 03-6455-4900  
 ・担当 神田、今田



